

第6章 港湾・漁港



厳島港宮島口旅客ターミナル（R 2.2 供用開始）

1 港湾の概要

(1) 港湾数

瀬戸内海に面し、大小 130 余の島々が散在する本県は、全国第 6 位の 44 港（国際拠点港湾 1 港、重要港湾 3 港、地方港湾 40 港）の港湾を擁し、うち県管理港湾は 27 港（国際拠点港湾 1 港、重要港湾 2 港、地方港湾 24 港）を数える。

(2) 港湾施設一覧表（港湾管理者分のみ）

ア 県管理港湾

（令和 2 年 3 月 31 日 現在）

港湾名	港格	所在地
広島港	国際拠点	広島市, 廿日市市, 海田町, 坂町
福山港	重要	福山市
尾道糸崎港 (尾道地区)	"	尾道市
尾道糸崎港 (糸崎地区)	"	三原市
尾道糸崎港 (松永地区)	"	福山市
国際拠点港湾及び重要港湾小計		3
横田港	地方	福山市
千年港	"	"
佐木港	"	三原市
須波港	"	"
土生港	"	尾道市
重井港	"	"
中浜港	"	"
生口港	"	"
瀬戸田港	"	尾道市, 三原市
忠海港	"	竹原市
竹原港	"	"
川尻港	"	呉市
木江港	"	大崎上島町
鯨崎港	"	"
大西港	"	"
御手洗港	"	呉市
蒲刈港	"	"
釣士田港	"	"
小用港	"	江田島市
鹿川港	"	"
中田港	"	"
三高港	"	"
厳島港	"	廿日市市
大竹港	"	大竹市
地方港湾小計		24
合計		27

イ 市町管理港湾

（令和 2 年 3 月 31 日 現在）

港湾名	港格	所在地
呉港	重要	呉市
重要港湾小計		1
阿伏兎港	地方	福山市
福田港	"	尾道市
椋浦港	"	"
安芸津港	"	東広島市
吉悪港	"	呉市
小用港	"	"
大迫港	"	"
袋の内港	"	"
大須港	"	江田島市
津久茂港	"	"
鷺部矢の浦港	"	"
鹿田港	"	"
内海港	"	"
大柿港	"	"
波多見港	"	呉市
奥の内港	"	"
地方港湾小計		16
合計		17

(3) 港湾の整備方針

平成 27 年度に策定した「広島県みなと・空港振興プラン 2016」に基づき、「みなと振興の重点化」「港湾・漁港施設の有効活用」「港湾・漁港施設の適正な維持管理」の 3 つの基本方針を基に実施計画を策定し、事業を推進する。

【広島県みなと・空港振興プラン 2016】

計画期間：平成 28 年度～令和 2 年度（5 年間）

投資予定額：概ね 370 億円

(4) 令和2年度事業の内容

(単位:千円)

事業名	事業種別	事業内容	予算額		
港湾	公共	港湾改修事業	広島港（広島市）など3港の防波堤，臨港道路等の工事 （公共関連費含む）	2,923,500	
		港湾環境整備事業	尾道糸崎港（三原市）など2港の埋立等の工事 （公共関連費含む）	291,000	
		港湾補修事業	福山港（福山市）など9港の岸壁等の補修工事	386,000	
		港整備交付金事業	厳島港（廿日市市）など4港の浮棧橋，防波堤等の工事	1,395,000	
		国直轄事業負担金 （港湾事業）	広島港・尾道糸崎港及び福山港の岸壁等の国直轄事業負担金	[2,646,000] 1,198,700 []は直轄事業費	
		計		6,194,200	
	単独	港湾改良事業	公共事業の補完整備や緊急に整備を要するものの工事	1,341,800	
		港湾維持修繕費	浮棧橋等の港湾施設及び護岸，堤防，防潮扉等の海岸保全施設の補修・点検等や沈没船処理等	961,161	
		その他	市町土木工事受託費等	1,267,500	
	一般会計合計			9,764,661	
	事業	特別	荷捌施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広島港関係 2,768,800 ・ 出島地区 2,579,000 ・ 五日市地区 59,800 ・ 海田地区 130,000 ○ 福山港関係 410,000 ・ 箕沖地区 410,000 ○ 厳島港関係 135,000 ・ 宮島口地区 135,000 	3,313,800
			広島港運営費	広島港の管理・運営に要する費用	1,213,483
尾道糸崎港運営費			尾道糸崎港の管理・運営に要する費用	55,622	
福山港運営費			福山港の管理・運営に要する費用	175,701	
港湾振興事業			広島港，福山港などのポートセールス活動等に要する費用	23,175	
造成地分譲促進事業			臨海土地造成地に係る分譲経費等に要する費用	49,014	
公債費			港湾施設整備等のために借り入れた県債を償還するための費用	6,755,264	
諸支出金		港湾整備事業基金積立金等	502,159		
特別会計合計			12,088,218		
合計			21,852,879		

(5) 主な港湾整備事業の概要

ア 国際拠点港湾広島港の整備

(7) ねらい

国際物流・国際交流拠点を担う中核国際港湾として、必要な港湾施設の整備を行い、国際拠点港湾広島港のグローバルゲートウェイ機能を強化する。

(イ) 令和2年度の予算額

(単位:千円)

区 分		事業内容	予算額	備考
五日市地区	県事業	臨港道路等	1,101,800	
宇品・出島地区	直轄事業	耐震強化岸壁等	405,000	県負担金 (事業費 900,000)
	県事業	港湾関連用地造成等	3,501,000	
その他	県事業	防波堤, 補修等	281,500	
計			5,289,300	

イ 重要港湾尾道糸崎港の整備

(7) ねらい

尾道糸崎港は、県東部の物流・人流の拠点を目指し、輸入木材の取扱拠点港としての機能強化を図るとともに、ウォーターフロント空間の創出などの新たな要請に対応した施設整備を進める。

(イ) 令和2年度の予算額

(単位:千円)

区 分		事業内容	予算額	備考
機織地区	直轄事業	泊地(-10m)	80,000	県負担金 (事業費 160,000)
貝野地区	県事業	浚渫土受入	100,000	
その他	県事業	小型船だまり等	493,000	
計			673,000	

ウ 重要港湾福山港の整備

(7) ねらい

広島県東部地域の物流、産業の拠点として、物流需要の増大、輸送の効率化等に対応するため、グローバルゲートウェイ機能の強化や航路機能の回復を推進するとともに、快適な港湾空間の形成を図る。

(イ) 令和2年度の予算額

(単位:千円)

区 分		事業内容	予算額	備考
箕沖・箕島地区	直轄事業	岸壁, 航路・泊地等	713,700	県負担金 (事業費 1,586,000)
	県事業	港湾関連用地造成等	410,000	
鞆地区	県事業	護岸整備等	366,000	
その他	県事業	補修等	94,000	
計			1,583,700	

(6) 港湾の振興

ア ねらい

広島港・福山港の中国・四国地域におけるグローバルゲートウェイ（世界に開かれた玄関口）としての機能強化を図るため、引き続き、積極的なポートセールスを実施する。

さらに、広島港においては、平成29年4月から出島・海田コンテナターミナルについて、民間の経営手法を活かした運営を（株）ひろしま港湾管理センター（港湾運営会社）が行うことにより、航路拡充や貨物量の増大を目指す。

このほか、クルージングやクルーズ客船の寄港を促進し、みなとの賑わいを形成する。

イ 事業の概要及び令和2年度の予算額

（単位：千円）

区 分	事 業 内 容	予算額
振興協会助成事業	広島港振興協会、東部港湾振興協会への助成（利用促進、広報宣伝）	4,800
ポートセールス強化事業	・新規航路開設やコンテナ取扱貨物量の増加に向けた助成制度の実施 ・海外ポートセールス、国内ポートセールスの展開	23,086
瀬戸内海クルージング促進事業	・クルージング需要の掘り起こし（瀬戸内クルージングポータルサイト運営） ・クルーズ客船の誘致・受入体制の充実（客船寄港時のおもてなし実施）	44,323

ウ 広島港、福山港の利用状況等

エ 令和元年度広島港クルーズ客船寄港回数

海外定期航路の状況

（令和2年3月現在）

港 名	航路名	便 数
広島港	韓国航路	週8便
	中国航路	週6便
	台湾・東南アジア航路	週1便
	台湾航路	週1便
	北米航路	月1便
福山港	韓国航路	週4便
	中国航路	週6便
	台湾・東南アジア航路	週1便

ふ頭名	水深等	寄港回数
宇品外貿	中小型客船対応 水深-10m	50回
五日市	大型客船対応 水深-12m, -11m	7回
合計	—	57回

(7) 港湾整備事業造成地等分譲事業

港湾整備事業による造成地等について、それぞれの処分計画に基づき、早期に分譲を進める。

（令和2年3月現在）

分 譲 地	用 途	面 積				分譲率 c/b
		分譲計画 a	竣功済 b	分譲済 c	未分譲 b-c	
広島港元宇品地区	企業移転ほか	1.7ha	1.7ha	1.7ha	—	100.0%
広島港宇品内港地区	商業施設ほか	15.5ha	15.5ha	15.5ha	—	100.0%
広島港出島地区	保管施設ほか	44.0ha	18.3ha	18.3ha	—	100.0%
広島港五日市地区	企業移転ほか	46.1ha	29.7ha	29.7ha	—	100.0%
広島港廿日市地区	港湾関連	13.0ha	13.0ha	13.0ha	—	100.0%
大竹港晴海地区	商業施設ほか	13.3ha	13.3ha	13.3ha	—	100.0%
尾道糸崎港松浜地区	港湾関連ほか	4.7ha	3.6ha	3.2ha	0.4ha	88.9%
福山港内港地区	大学設置ほか	4.9ha	4.9ha	4.9ha	—	100.0%
合 計		143.2ha	100.1ha	99.6ha	0.4ha	99.5%

※分譲済面積には、事業用定期借地での分譲面積を含む。

2 漁港の概要

(1) 漁港数

漁業活動の基盤である広島県下の漁港は44漁港が指定されており、そのうち第三種漁港は1漁港のみで、第二種漁港が18漁港、第一種漁港が25漁港と小規模な漁港が多い。

(2) 県内漁港一覧表

ア 県管理漁港

(令和2年3月31日現在)

漁港名	種類	所在地
草津	第三種	広島市
第三種漁港小計		1
音戸	第二種	呉市
安浦	〃	〃
倉橋	〃	〃
豊島	〃	〃
吉和	〃	尾道市
走平	〃	福山市
横田	〃	〃
箱崎	〃	〃
地御前	〃	廿日市市
塩屋	〃	〃
沖浦	〃	大崎上島町
第二種漁港小計		12
五日市	第一種	広島市
第一種漁港小計		1
合計		14

イ 市町管理漁港

(令和2年3月31日現在)

漁港名	種類	所在地
阿多田	第二種	大竹市
玖波	〃	〃
畑	〃	江田島市
柿浦	〃	〃
美能	〃	〃
深江	〃	〃
第二種漁港小計		6
大屋	第一種	呉市
情島	〃	〃
大地蔵	〃	〃
田原	〃	〃
長谷	〃	〃
原	〃	〃
竹原	〃	竹原市
能地	〃	三原市
須波	〃	〃
大町	〃	尾道市
串浜	〃	〃
海老	〃	〃
泊	〃	〃
干汐	〃	〃
立花	〃	〃
西浦	〃	〃
鏡浦	〃	〃
福山	〃	福山市
大芝北	〃	東広島市
大芝南	〃	〃
上ノ浜	〃	廿日市市
梅原	〃	〃
丸石	〃	〃
世上	〃	江田島市
第一種漁港小計		24
合計		30

(3) 漁村事業（漁業集落環境施設整備）

漁港区域背後地域の生活環境の向上のため、生活雑排水の処理を行う漁業集落排水施設整備や地域の憩いの場となる公園整備、狭隘な集落道路を改善することにより水産業を核とした快適で潤いのある豊かなまちづくりを推進する。

(4) 漁港の整備方針

漁港に関連する事業は、農林水産局にて平成22年度に策定した「2020広島県農林水産業チャレンジプラン」が目指す、産業として自立できる水産業の確立に向けて、より経営力の高い担い手の育成や農山漁村地域の暮らしの安全安心の確保に資する漁港施設等の基盤整備を進める。具体的には、実施計画である「広島県みなど・空港振興プラン2016」に基づき事業を推進していく。

(5) 令和2年度事業の内容

(単位：千円)

事業名	事業種別	事業主体	施行計画量等	予算額	
漁 港 事 業	公 共	地域水産物供給基盤整備事業(機能保全)	県	草津漁港外の老朽化した漁港施設の補修工事	138,600
			市町	阿多田漁港外の老朽化した漁港施設の補修工事	157,850
		地域水産物供給基盤整備事業(水産生産)	県	走漁港の防波堤の整備	210,000
		漁業集落環境整備事業	市町	横田地区外において集落排水施設等の事業促進	114,124
		港整備交付金事業	県	倉橋漁港外で防波堤・浮桟橋等の整備	411,600
			市町	串浜漁港で防波堤等の整備	20,000
	計				1,052,174
	単 独	漁港改良事業		公共事業の補完整備やそれに必要な調査設計	87,914
		五日市漁港多目的利用施設整備事業		五日市漁港フィッシャリーナ整備負担金	36,291
		計			
	維持	漁港維持修繕費		漁港施設及び漁港海岸保全施設の維持修繕等	84,164
	他	県管理漁港管理費		県管理漁港の管理・運営に要する経費	11,584
	一般会計合計				1,272,127
特別会計	五日市漁港利用調整施設運営費		五日市漁港フィッシャリーナの管理・運営に要する費用	17,356	
特別会計合計				17,356	
合計				1,289,483	

3 検潮所設置状況

瀬戸内海は干満の差が極めて大きいことから、県内各地の潮位を継続的に観測して、工事用基準面、高潮堤防天端高等の適正な設定を図ることとする。

(令和2年3月31日現在)

検潮所名	所在地	検潮器型式	設置年月
呉 港	呉市阿賀南七丁目	フース型DFT-3型	(H22. 7) S26. 2
尾道糸崎港尾道地区	尾道市西御所町	フース型DFT-3型	(H23. 3) S26. 9
〃 糸崎地区	三原市城町三丁目	水晶水圧式	(H19. 10) S26. 4
大 竹 港	大竹市晴海二丁目	〃	(H26. 3) S25. 4
広 島 港	広島市南区宇品海岸二丁目	フース型DFT-3型	(H24. 2) S25. 4
柿 浦 漁 港	江田島市大柿町柿浦	フース型DFT-3型	(H24. 3) S26. 2
倉 橋 漁 港	呉市倉橋町海越	フース型DFT-3型	(H28. 1) S26. 12
竹 原 港	竹原市塩町一丁目	フース型LFT-V型	(H9. 3) S25. 12
御 手 洗 港	呉市豊町久比	〃	(H10. 3) S26. 1
木 江 港	豊田郡大崎上島町木江	水晶水圧式	(H11. 3) S30. 1
土 生 港	尾道市因島田熊東町	フース型DFT-3型	(H27. 3) S25. 12
横 田 港	福山市内海町曾根	水晶水圧式	(H11. 3) S28. 6
福 山 港	福山市引野町沖浦	フース型DFT-3型	(H22. 7) S43. 5

注 上段()書は、計器更新年月である。

4 海域の管理

(1) 公有水面埋立免許

海面の埋立ては、公有水面埋立事務取扱要領により事務の合理化に努めているところであるが、土地利用上の必要性(国土の保全)、環境の保全等を厳正に審査し、調和のとれた免許を行う。

(2) 港湾区域、漁港区域及び一般海域の管理

港湾法及び漁港漁場整備法に基づき、港湾区域及び漁港区域のより適正な管理に努めるとともに、一般海域についても、広島県の海に関する条例及び広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例に基づき、活用と保全との調和のとれた秩序ある海域の利用を図る。

第7章 都市



第37回全国都市緑化ひろしまフェア メイン会場

1 都市行政の課題

現行の都市計画法は、高度経済成長期に都市への急速な人口・諸機能の集中が進み、市街地の無秩序な外延化が深刻化していた社会経済状況を背景に、線引き制度、開発許可制度等の導入を骨格として昭和43年に制定されたものである。以来、都市のスプロール化の防止を図る一方、計画的な新市街地の開発・誘導など、集中する人口や諸機能を都市内にいかに配置するかという点に重点を置いた、土地利用追従型の運用がなされてきた。

しかしながら、人口減少・超高齢社会の到来、産業構造の転換、地球環境問題の高まり、厳しい財政的制約など、都市をめぐる社会経済状況は大きく変化してきている。

特に、これまで我が国が経験したことのない急激な人口減少・超高齢社会を迎え、これまでの人口増加や成長・拡大を前提とした都市づくりから、一定の区域に無駄なく必要な都市のサービス機能を集約化した集約型都市構造への転換を図っていくことが、これからの都市づくりに強く求められている。このような大きな転換点の中、高度経済成長期に建てられた建築物の更新期の到来を迎え、空き地、空き家等の低未利用地が時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」と呼ぶべき事象が進行するなど、コンパクトなまちづくりの推進に向けた新たな課題も発生している。

また、異常気象により、全国的にこれまで経験のない災害が頻発しており、本県においても頻繁に襲う豪雨災害では甚大な被害が繰り返し発生しており、災害リスクの高い区域に市街地が形成されている状況が明らかになっている。加えて、東日本大震災等の教訓を踏まえた南海トラフ地震等の広域災害への対策が求められるなど、これからの都市づくりにおいては、ハード・ソフト対策が一体となった総合的な防災・減災対策により、都市の災害リスクを低下させ、災害発生時においても人命を守り、被害を最小限に止めることが喫緊の課題となっている。

一方で、2つの世界文化遺産をはじめとした多様な地域資源を有する本県では、インバウンドなどの交流人口は増加傾向にある。国内外から多様な人々を呼び込み、地域の活力やイノベーションの原動力を生み出すため、多様な人材をひきつける魅力的な自然的環境や景観等の保全・創出が重要となっている。

こうした都市づくりに求められる様々な要請に的確に応えるには、都市計画行政は、多角的な視点を持ち、将来の都市像を明確化した上で、社会経済情勢の変化に対応した都市計画制度の積極的な運用と、都市計画における県と市町の連携・協働をより一層推進することで、新たな都市づくりに向けて、行政・民間事業者・住民が一体となって取り組んでいく必要がある。

2 都市計画行政の取組方針

(1) 広島県都市計画制度運用方針

本県の都市づくりの透明化や都市計画制度の積極的な活用、県と市町の都市計画における一層の連携と協働の実現に向け、今後の県の都市計画制度の運用についての基本方針として、平成14年3月に「広島県都市計画制度運用方針」を策定し、運用してきた。

その後、人口減少・超高齢社会の到来や大規模災害の頻発、インバウンドなどの交流人口の増加等といった社会経済情勢の変化に的確に対応するため、令和元年12月に「広島県都市計画制度運用方針」を改定している。

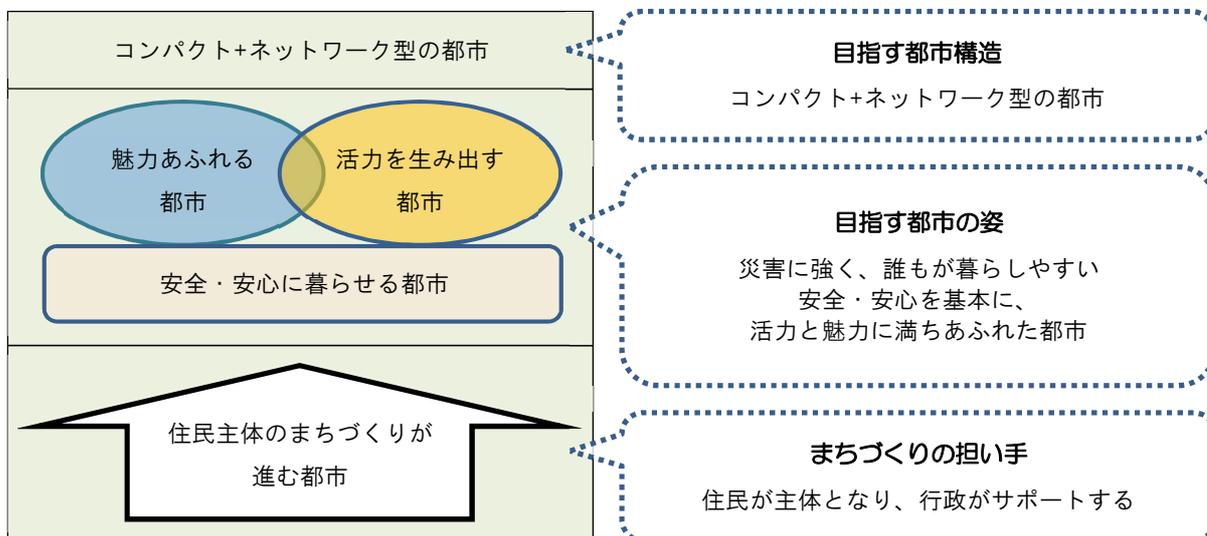
改定した「広島県都市計画制度運用方針」では、本県の都市を取り巻く課題や潮流を踏まえ、本県における都市の目指すべき将来像を設定し、将来像に向けた運用方策を策定した。

ア 広島県における都市の目指すべき将来像

医療・福祉施設、商業施設や住居がまとまって立地し、公共交通によりこれらの生活利便施設にアクセスできるコンパクト+ネットワーク型の都市を再構築する。

また、災害に強く、誰もが暮らしやすい安全・安心を基本に、様々な人材や企業をひきつける活力と魅力に満ちあふれた都市を、住民が主体となり、行政がサポートしながら協働で作り上げていく。

<将来像のイメージ>



イ 将来像の実現に向けた都市計画制度の運用方策

運用方策の主なものは以下のとおり。

(ア) コンパクト+ネットワーク型の都市

a 居住・都市機能の誘導

都市機能や居住が集積する中心拠点や合併前の旧市町村の中心部などを拠点として位置づけるとともに、居住・都市機能を誘導する区域を設定することで都市の集約化を誘導する。

b 市街化調整区域への編入検討

市街化区域内の既成市街地で災害リスクの高い区域が含まれる場合は、市町と連携の上、段階的な市街化調整区域への編入を検討する。

市街化区域内の低未利用地における土砂災害特別警戒区域については、災害リスクの将来的な変化を見据えつつ、市街化調整区域への編入を検討する。

c 市街化調整区域における開発許可制度の適切・柔軟な運用

集約型都市構造へ向けた都市づくりのため、50戸連たん等の開発許可制度は、市街地からの距離や接道要件などを適用する区域を限定するなどの見直しや廃止を検討する。

d 市街地再開発事業

建物などの更新時期を迎えた既成市街地において、土地の高度利用や都市機能の更新を図る事業である市街地再開発事業を検討し、生活サービスや経済活動を支える都市機能の集積を図る。

e 地域交通ネットワークの強化と再構築

拠点間の都市機能分担と交流・連携を促進する幹線道路ネットワークの整備と維持管理を図り、交通事業者との連携の上、利便性の高い公共交通ネットワークの強化・再構築を図る。

(イ) 安全・安心に暮らせる都市

f 災害リスクの高い区域における都市的土地利用の制限

災害リスクの高い区域での住居系用途目的の開発・建築行為の制限を検討する。中長期的な観点で災害リスクの高い区域から低い区域への居住を誘導する取組を促進する。

g 都市防災などの情報発信と啓発

パンフレットの配布やインターネット上での情報公開、SNS などを活用し、幅広い分野から情報提供を行い、住民の居住地域に対する危険性についての認識を高め、住民主体となる防災対策に繋げる。

(ウ) 活力を生み出す都市

h 地区計画の活用

高次都市機能が集積しているものの、建築物の老朽化が進行している地区では、容積率の割増しなどのインセンティブ型地区計画を活用し、建築物の建替え・敷地の集約化を促進する。

i 市街化調整区域における地区計画の適切な運用

市街化調整区域の高速道路 I C 付近では、地域の産業振興や雇用創出を図るため、地区計画の活用により、計画的な市街地形成を推進する。

j 用途地域の変更

広島市・福山市の中心部の商業・業務集積地においては、商業系用途地域を指定するとともに、店舗の連続性によるにぎわいづくりのため、低層部に商業、中高層部に業務といった立体的な土地利用を促進する。

k 歩きやすく移動しやすい都市空間づくり

歩行者が快適に回遊できる空間を確保するため、駐車場配置適正化区域を定め、エリア単位での駐車場設置などを検討し、市街地中心部の駐車場の散在や、車両流入を抑制する。

(エ) 魅力あふれる都市

l 緑地の保全と都市緑化の推進

市街地やその周辺の緑地は、風致地区の指定や関連法令による規制と適切に連携し緑地保全を図る。緑の基本計画で緑地の保全や緑化の推進に関する方針を示し、市民緑地制度なども活用して建築物の敷地や屋上・壁面などを含め、都市緑化を推進する。

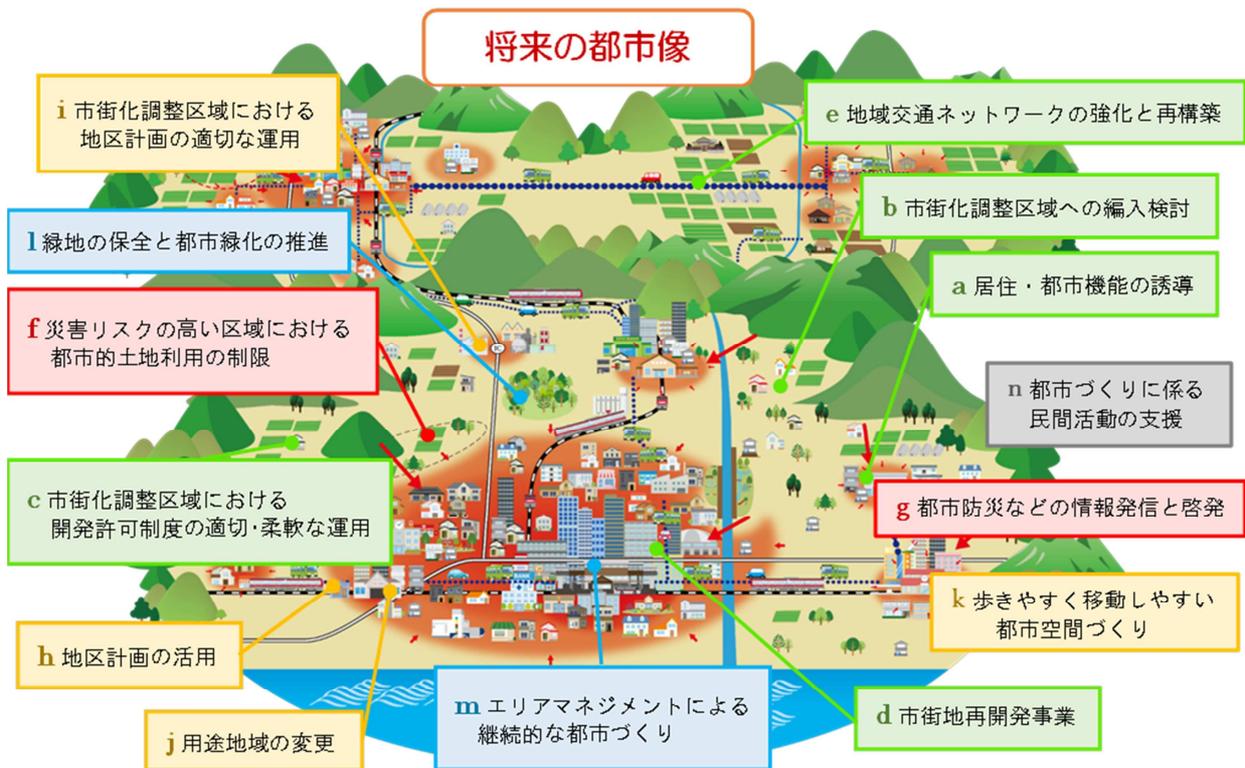
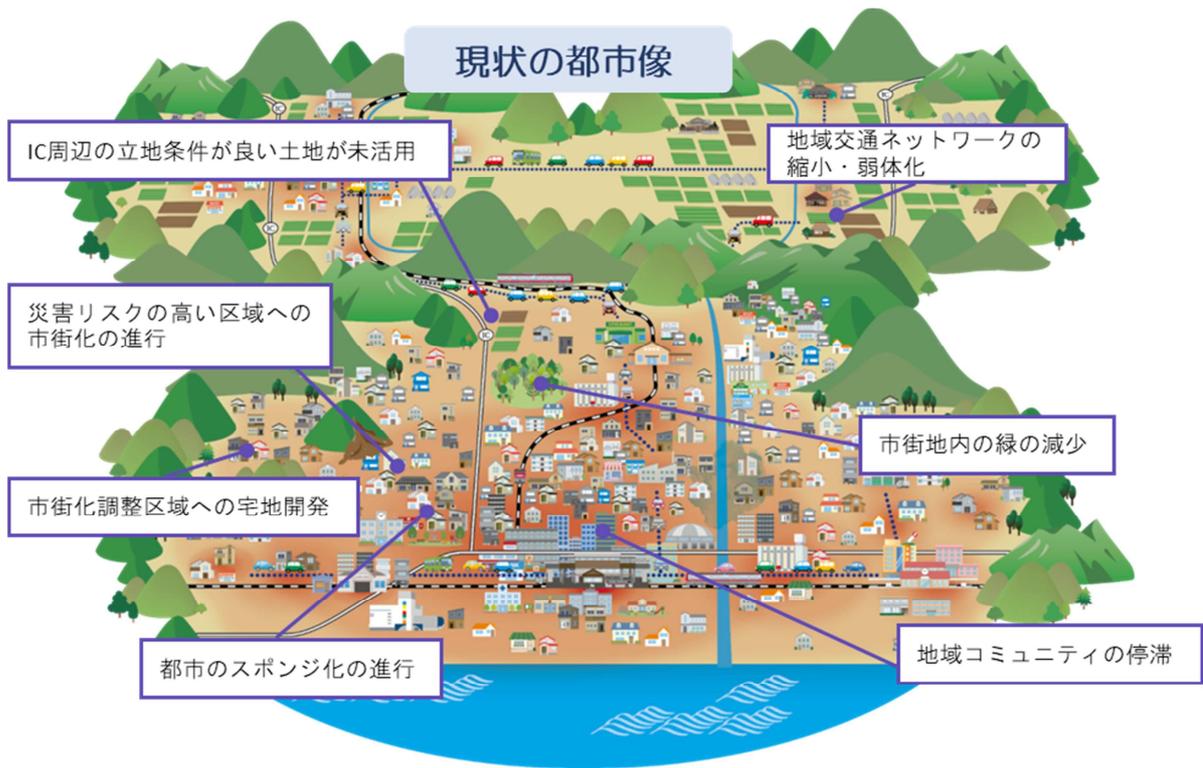
m エリアマネジメントによる継続的な都市づくり

エリアマネジメント団体の立上げに向け、ワークショップや勉強会の開催など 技術的な支援を行い、地域の仕組みや財産などを活用したまちづくりを促進する。

(オ) 住民主体のまちづくりが進む都市

n 都市づくりに係る民間活動の支援

まちづくりに関心が高い住民や関係機関を集めた協議会の設立、地域に係わる住民・団体・企業などを交えたワークショップ開催など、市町と地域間のパートナーシップによる取組を促進する。都市計画に関する知識やまちづくりの手法などの情報をホームページで発信する。民間団体間の情報交換や交流を促すネットワークづくりを促進する。



現状と将来の都市像 概念図

(2) マスタープラン

ア 都市計画区域マスタープラン

健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという、都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法と建築基準法等の法令の適用を受ける土地の区域の範囲として、20の市町で22の都市計画区域を指定している。

都市計画区域では都市計画法第6条の2に基づき、都市計画区域を一体の都市として総合的に整備、開発及び保全するための基本的な方針を示す都市計画区域マスタープランを定めることとされており、本県においては平成23年度に、令和2年を目標年次とした都市計画区域マスタープランを策定している。

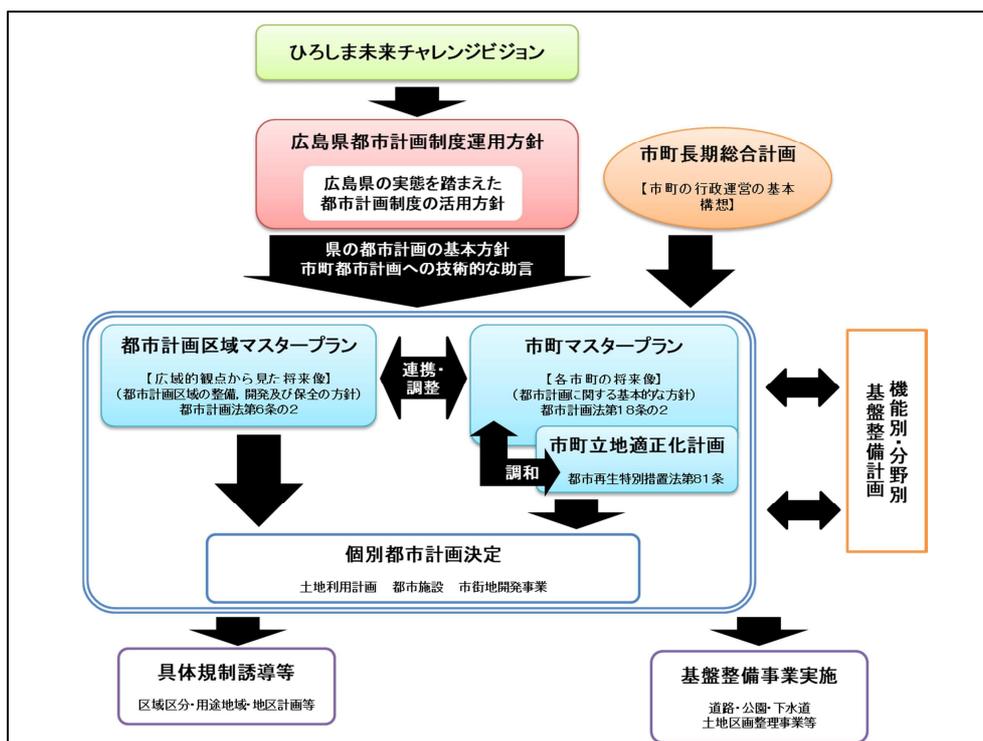
現在、広島県都市計画制度運用方針で位置づけている5つの将来像の実現に向けた都市計画の基本的な方針として、令和12年を目標年次とした新たな都市計画区域マスタープランの策定作業を進めている。

イ 市町マスタープラン

市町マスタープランは、市町の建設に関する基本構想（長期総合計画等）と都市計画区域マスタープランに即し、各市町の区域を対象として、住民に最も身近な地方公共団体である市町が、より地域に密着した見地から、その創意工夫のもと、市町の定める都市計画の方針を定めるものである。

ウ 立地適正化計画

立地適正化計画は、都市全体を見渡しながら今後の都市像を描き、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、コンパクト+ネットワーク型の都市の実現に向け、策定するアクションプランで、令和2年3月末時点で、県内7市町が策定を行っている。



広島県都市計画制度運用方針とマスタープランの位置づけ

3 都市計画行政の具体的施策

(1) 都市再生整備計画に係る事業

地域の特性を活かしたまちづくりを実施し、将来にわたって持続可能な都市とするため、都市再生整備計画※による事業を促進する。

都市再生整備計画に係る事業には、都市再生整備事業及び立地適正化計画に基づく都市構造再編集中支援事業がある。

都市再生整備事業では、道路や地域交流センター等の公共公益施設の整備により、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る。

都市構造再編集中支援事業では、「立地適正化計画」に基づき、都市機能や居住環境の向上に資する、医療・福祉・子育て支援・教育文化等の公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図る。

※都市再生整備計画：都市の再生に必要な公共公益施設の整備に関する計画

(2) 都市防災総合推進事業

避難地・避難路等の公共施設整備や、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上並びに被災地における復興まちづくり等を総合的に促進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る。

(3) 持続可能なまちづくり推進事業

コンパクトなまちづくりに向け、人口減少下における県民生活や地域経済などの持続性を維持していくために、災害リスクの高い土地の都市的土地利用を抑制するとともに、移住者の受け皿としての居住環境を整備することで、都市部への居住誘導の加速化を図る。

(4) 魅力ある「まちなみづくり」支援事業

魅力あるまちなみづくりに取り組む市町について、地域のコンセプト策定に関するワークショップ開催やアドバイザー派遣等を支援することで、魅力ある景観等、デザイン性のある都市空間の形成を推進し、集客・交流の促進など地域の賑わいの創出を図る。

4 都市環境の整備

(1) 屋外広告物

「屋外広告物法」、「広島県屋外広告物条例」及び「広島県屋外広告物に関する規則」により、屋外広告物の禁止地域及び許可地域を指定して、良好な景観の形成や風致の維持を図るとともに、公衆に対する危害の防止に努めている。

屋外広告物に関する事務については、市町長に権限移譲されており、市町長が屋外広告物の許可や無許可・違反広告物の取締りに当たっている。

また、屋外広告業者に対しては、講習会の開催及び屋外広告業の登録により、屋外広告物に関する法令等の知識の普及を図るとともに、業界の実態を把握してその指導育成に努めている。

屋外広告物の令和元年度の許可件数は、3,209件（県条例適用外地域を除く。）である。

(2) 緑地協定

都市の過密化等に伴う生活環境の悪化が叫ばれている中で、都市の緑が次第に姿を消しつつある。

そこで、「都市緑地法」に基づき、都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地の所有者が市街地の良好な環境を確保するため、その全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定を締結するものである。

5 宅地開発

都市及びその周辺部における無秩序な宅地等の開発を防ぎ、良好な都市環境の形成を図るため、開発許可制度及び「宅地造成等規制法」の許可制度の適正な運用を行う。

また、大地震等が発生した場合に、大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の位置を示した、大規模盛土造成地マップを公表している。

(1) 開発許可制度の概要

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分し、それぞれの区域で一定規模以上の宅地開発、一定目的以外の開発行為等を行う場合、あらかじめ知事の許可を受けることが必要となっている。

また、この制度は、昭和49年の「都市計画法」の一部改正により、一定規模以上の開発行為については、区域区分が決定されていないいわゆる非線引都市計画区域においても適用されることとなり、平成12年の一部改正により、都市計画区域外の区域における一定規模以上の開発行為についても適用されることとなった。

政令指定都市である広島市、中核市である福山市、呉市（平成28年度に移行）及び権限移譲のあった三次市（平成17年度より）、東広島市（平成18年度より）、三原市・尾道市・廿日市市・竹原市※（平成20年度より）においては、それぞれの市の区域における開発許可事務は、それぞれの市において処理している。（※竹原市は1ha未満の事務のみが移譲の対象）

(2) 宅地造成等規制法の許可制度の概要

宅地造成工事規制区域は、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域について指定されるもので、この区域内において行う宅地造成（一定の切土、盛土又は面積以上のものに限る。）については、災害防止のため、あらかじめ許可を受けることが必要となっている。宅地造成工事規制区域の指定状況は下表のとおりで、広島県の総面積の27.8%にあたる。

政令指定都市である広島市、中核市である福山市、呉市（平成28年度に移行）及び権限移譲

のあった三次市（平成17年度より）、東広島市（平成18年度より）、三原市・尾道市・廿日市市・竹原市※（平成20年度より）においては、それぞれの市の区域における宅地造成に関する工事等の規制事務はそれぞれの市において処理している。（※竹原市は1ha未満の事務のみが移譲の対象）

宅地造成工事規制区域一覧

（令和2年3月31日 現在）

管轄市又は管轄建設事務所	市町名	(a) 規制法適用区域面積 (km ²)	(b) 市町面積 (km ²)	(a)/(b) (%)
広島市	広島市	591.26	906.68	65.2
福山市	福山市	310.89	518.14	60.0
呉市	呉市	220.82	352.81	62.6
三原市	三原市	249.68	471.51	53.0
尾道市	尾道市	144.01	285.11	50.5
三次市	三次市	67.38	778.14	8.7
東広島市	東広島市	392.40	635.16	61.8
廿日市市	廿日市市	109.23	489.48	22.3
西部	竹原市	106.66	118.23	90.2
	大竹市	14.10	78.66	17.9
	江田島市	50.43	100.71	50.1
	府中町	7.81	10.41	75.0
	海田町	9.99	13.79	72.4
	熊野町	30.88	33.76	91.5
	坂町	13.13	15.69	83.7
	小計	233.00	371.25	62.8
東部	府中市	37.07	195.75	18.9
	小計	37.07	195.75	18.9
合計	小計	2,355.74	5004.03	47.1

(3) 許可状況

ア 開発行為の許可状況

（令和2年3月31日 現在）

管轄建設事務所	年度 区分 市町名	29								30								1							
		市街化区域		市街化調整区域		非線引区域		都市計画区域外		市街化区域		市街化調整区域		非線引区域		都市計画区域外		市街化区域		市街化調整区域		非線引区域		都市計画区域外	
		許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)
西部	竹原市																								
	大竹市																					1	0.2		
	安芸高田市														1	0.7									
	江田島市																								
	府中町	1	0.1							1	0.4	1	0.9												
	海田町	1	0.1							4	1.1														
	熊野町	3	3.2	2	0.7					4	1.0	1	0.7					1	0.2						
	坂町			1	0.1														1	0.2					
	安芸太田町																								
	北広島町					1	0.5								1	0.3						1	0.9		
大崎上島町																									
	小計	5	3.4	3	0.8	1	0.5	0	0.0	9	2.5	2	1.6	2	1.0	0	0.0	2	0.4	0	0.0	2	1.1	0	0.0
東部	世羅町																								
	府中市	2	0.3																2	0.5					
	神石高原町																	1	1.9						
	小計	2	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.9	2	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0
北部	庄原市														1	0.6									
	小計	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	小計	7	3.7	3	0.8	1	0.5	0	0.0	9	2.5	2	1.6	3	1.6	1	1.9	4	0.9	0	0.0	2	1.1	0	0.0
協議(第34条の2)																									

(注) ・開発変更許可分は計上しない。
 ・市街化区域と市街化調整区域にまたがる開発は市街化調整区域の開発に計上した。
 ・竹原市については、県許可分（1ha以上のもの）のみを計上した。

イ 都市計画法第43条の規定による建築許可状況及び宅地造成等規制法第8条の規定による宅地造成に関する工事の許可状況

(令和2年3月31日 現在)

管轄建設事務所	区分	29		30		1	
		許可件数	許可面積 (㎡)	許可件数	許可面積 (㎡)	許可件数	許可面積 (㎡)
西部	大竹市						
	府中町			1	133		
	海田町						
	熊野町	3	2,567	2	2,224	4	1,094
	坂町						
	小計	3	2,567	3	2,357	4	1,094
東部	府中市	1	219	1	349	3	1,910
	小計	1	219	1	349	3	1,910
合計		4	2,786	4	2,706	7	3,004
協議(第43条の3)							

(令和2年3月31日 現在)

管轄建設事務所	区分	29		30		1	
		許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)
西部	竹原市						
	大竹市	2	0.1			1	0.1
	江田島市			1	0.2		
	府中町	2	0.1	3	1.7	2	0.1
	海田町	4	0.5	3	0.2		
	熊野町			1	0.1	3	0.4
坂町					3	0.2	
小計	8	0.7	8	2.2	9	0.8	
東部	府中市						
	小計	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計		8	0.7	8	2.2	9	0.8
協議(第11条)							

(注) ・竹原市については、県許可分(1ha以上のもの)のみを計上した。
 ・既申請に係る再申請分は計上しない。

6 街路事業

(1) 街路事業の概要

本県の都市計画道路は、広島市において昭和3年に29路線を定め、昭和5年から街路事業に着手したのが最初である。その後、尾道市をはじめ呉市、福山市、その他の市町においても逐次計画決定され、平成30年3月31日現在では、13市6町において総延長約1,465kmが都市計画決定されている。

本県では、「広域的な交流・連携基盤の強化」、「集客・交流機能の強化とブランド力向上」、「防災・減災対策の充実・強化」、「持続可能なまちづくり」を推進するため、広島県道路整備計画2016に基づき整備の重点化を図り、都市の骨格となる幹線街路、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に寄与する街路の整備を進めている。

また、鉄道による交通の遮断及び地域の分断を解消するため、鉄道の高架化を促進することとし、昭和54年度に着手した三原駅周辺におけるJR山陽本線・呉線の連続立体交差事業を平成5年度に完了させ、平成5年度からは広島市東部地区(広島市南区・安芸区、府中町、海田町)においてJR山陽本線・呉線の連続立体交差事業に着手している。

また、バリアフリーに対応した交通結節点や駅周辺整備を行い、公共交通機関の一層の利用促進を図ることとしている。

都市計画道路等の整備状況

(平成30年3月31日 現在) (単位: km, %)

区分	自動車専用道路	幹線街路	区画街路	特殊街路	合計
計画決定	196.31	1,205.43	28.67	34.41	1,464.82
改良済延長	105.96	801.33	23.61	34.03	964.93
改良率	53.98	66.48	82.35	98.89	65.87

(2) 主な事業の概要

ア 街路事業

路線名	事業区間	事業延長	計画幅員	総事業費
吉行飯田線	東広島市西条町寺家	1,055 m	25 m	約 31 億円
栗柄広谷線	府中市栗柄町～高木町	1,301 m	14.5～18 m	約 78 億円

イ 連続立体交差事業

事業箇所名	事業主体	事業延長	踏切除却
広島市東部地区	広島県 広島市	山陽本線 3.9 km 呉線 1.2 km	山陽本線 12ヶ所 呉線 4ヶ所

(3) 令和2年度事業の内容

ア 県事業（公共）

(単位：千円，%)

工種	区分	令和元年度当初		令和2年度当初		事業費 比較	説明
		箇所	事業費	箇所	事業費		
改築		12	1,808,000	11	2,024,000	111.9	吉行飯田線, 栗柄広谷線 ほか
鉄道高架		1	1,096,000	1	880,000	80.3	広島市東部地区 連続立体交差事業
その他		-	31,413	-	31,413	100.0	市町事業指導監督費
計		13	2,935,413	12	2,935,413	100.0	

イ 市町事業（政令市を除く）

(単位：千円，%)

工種	区分	令和元年度当初		令和2年度当初		事業費 比較	説明
		箇所	事業費	箇所	事業費		
改築		18	3,163,481	19	2,551,282	80.6	横路4丁目白石線（呉市）, 円一皆実線（三原市）, 中島線（東広島市） ほか

7 市街地開発事業等

(1) 市街地開発事業計画の概要

ア 土地区画整理事業計画

土地区画整理事業は、都市基盤の整備水準が低い地区について、土地の交換分合を行って宅地の区画・形状を整え、減歩によって生み出した用地により道路、公園などの公共施設を整備・改善し、土地利用の増進を図るものである。

現在施行中の事業について、都市計画決定状況は、次表のとおりである。

(令和2年3月31日 現在)

都市計画 区域名	都市名	都市計画決定		都市計画 区域名	都市名	都市計画決定		都市計画 区域名	都市名	都市計画決定	
		決定 地域数	面積 (ha)			決定 地域数	面積 (ha)			決定 地域数	面積 (ha)
広島圏	大竹市	-	-	広島圏	坂町	-	-	東広島	東広島市	2	21.4
	廿日市市	1	16.2		呉市	1	30.9	竹原	竹原市	1	30.3
	広島市	2	9.0		三原市	-	-	本郷	三原市	1	47.8
	府中町	1	12.2	備後圏	尾道市	-	-	三次	三次市	1	10.7
	海田町	-	-		福山市	2	80.9	安浦	呉市	-	-
	熊野町	-	-		府中市	-	-	庄原	庄原市	1	2.2
合計											261.6ha

イ 市街地再開発事業計画

市街地再開発事業は、市街地の高度利用を図る地区内で、公共施設の整備とともに、用途、容積、防災、美観を考慮した市街地をつくり、都市機能の更新を図るものである。

この事業は、市街地建築物に、従前の権利者全般の希望を換地床と共有持分となる土地に権利変換させ、この建築物（再開発ビル）の余裕部分（保留床）に広域都市計画から所要される業務、商業等の機能を収容しつつ、公共用地を生み出していくものである。

(2) 市街地開発事業の概要

市街化の進展に応じた効率的な公共施設の整備及び良好な宅地の供給を図るため、土地区画整理事業を推進するとともに、既成市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を促進している。

ア 土地区画整理事業

現在、土地区画整理事業については、11箇所 252.6ha（広島市を除く）が施行中である。

このうち補助事業により実施中の箇所は、次表のとおりである。

また、県は、土地区画整理事業促進のため、必要に応じて県道負担金を支出している。

補助事業一覧

（令和2年3月31日現在）

都市名	施行地区	施行期間	面積 (ha)
竹原市	新開	平成8年度～令和4年度	30.3
三原市	東本通	平成11年度～令和5年度	47.8
府中町	向洋駅周辺	平成14年度～令和5年度	12.2
福山市	川南	昭和50年度～令和9年度	10.6
庄原市	庄原駅周辺地区	平成21年度～令和5年度	2.2
東広島市	八本松駅前	平成28年度～令和12年度	10.6
合計			113.7

※広島市及び、社会資本整備総合交付金の交付期間が終了した地区を除く。

県道負担金（当初予算）	令和元年度	令和2年度
	130,000千円	100,000千円

イ 市街地再開発事業

市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再開発法に基づいて市街地整備を施行する個人又は組合の事業に要する経費の一部を国、県及び市町が助成している。

8 公園事業

(1) 公園事業の概要

本県における都市公園等の開設状況は、平成30年度末において一人当たりの面積は11.5㎡となっており、全国平均の10.6㎡は上回っているものの、都市ごとに整備水準の格差が生じている。

公園は、県民に対し安らぎや憩いの場、レクリエーション活動の場を提供するとともに、都市環境の保全、大地震火災時における避難地や延焼防止機能など、多くの役割を有する重要な施設であるため、こうした機能を総合的に発揮できるよう、住区基幹公園、都市基幹公園、特殊公園及び都市緑地等をその種別に応じた適正な配置と規模で設置する。

また、県民のレクリエーション活動の広域化、多様化傾向に対応するため、広域公園を配置し、健全な野外レクリエーション活動を促進する。

【県立公園（土木建築局所管）の概要】

- 備北圏における総合文化ゾーン建設の方針を受け、文化活動を推進する主要施設として「みよし公園」を整備しており、カルチャーセンター、子どもの広場、パークゴルフ場、テニスコート、文化の広場、芝生広場、温水プール等を設置して備北圏及び周辺地域の利用に供している。
- 備後圏における都市公園の水準を引き上げ、広域化・多様化するレクリエーション需要に対処するとともに、スポーツの振興を図るため、「びんご運動公園」を整備しており、陸上競技場、球技場、テニスコート、野球場等を設置して備後圏及び周辺地域の利用に供している。
- 世羅高原の持つ魅力ある風土の下で、「県民のやすらぎ交流拠点」を基本テーマに、地域交流や自然とのふれあいを通じ、心身のリフレッシュできる公園として「せら県民公園」を整備しており、交流広場、のんびり高原、レクリエーション広場、ミニチュアガーデン等の第Ⅰ期整備区域を県民の利用に供している。また、平成20年4月12日に自然の生態を学習することができる自然観察園を、平成23年4月1日に散策道を追加開園している。

公園名	所在地	面積 (ha)	総事業費 (百万円)	事業年度
びんご運動公園	尾道市	87.6	約21,912	S58年度～H14年度
みよし公園	三次市	52.8	約10,683	S55年度～H12年度
せら県民公園	世羅町	63.3	約3,891※	H14年度～

※ せら県民公園総事業費は、第Ⅰ期区域＋自然観察園

(2) 事業の実施状況

ア 主な事業の内容

- ・避難地，防災拠点等となる都市公園等の整備
- ・施設の老朽化対策（長寿命化計画策定，計画的な改築・更新），バリアフリー化対策等

イ 都市公園のアセットマネジメント

土木建築局所管の都市公園では，平成22年度にびんご運動公園，平成23年度にみよし公園及びせら県民公園の長寿命化計画を策定しており，令和元年度から計画の見直しを行っている。今後は適切な施設点検・保守対策及び長寿命化計画に基づく施設の修繕・改築・更新を行い，ライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図る。

ウ 令和2年度事業費

(単位：千円)

区 分	令和2年度予算	(参考) 令和元年度
公共事業	383,554	231,514
単独建設事業	22,032	38,400
維持修繕事業	71,125	148,825

※ 公共事業は繰越除く

エ 都市公園等整備状況

平成30年度末都市公園等整備現況調査結果(市町別)

都市公園等とは、「都市公園法」に基づき国又は地方公共団体が設置する都市公園，及び都市計画区域外において都市公園に準じて配置されている特定地区公園(カントリーパーク)を指す
(平成31年3月31日現在)

	住区基幹公園						都市基幹公園						大規模公園		特殊公園		国営公園		その他		都市公園等合計		都市計 画区域 人口等 (千人)	一人当 たり公 園等面 積(m ² / 人)
	街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		広域公園		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)		
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)												
合計	2778	408.3	111	219.4	27	145.3	28	433.1	20	295.0	5	291.2	29	660.1	1	338.8	170	202.5	3169	2993.7	2602	11.5		
広島市	992	166.5	47	102.0	12	58.6	8	181.8	5	94.0	2	125.5	11	98.1			76	83.0	1153	909.5	1162	7.8		
呉市	313	33.8	10	13.0	5	28.3	3	31.7	2	22.8			6	78.6			1	5.8	340	214.0	212	10.1		
竹原市	11	2.4	2	2.3			2	45.4											15	50.1	25	20.0		
三原市	89	16.7	2	6.3					1	17.5							3	14.4	95	54.9	69	8.0		
尾道市	66	12.0	3	4.8			1	3.2	3	25.2	1	87.6					7	3.0	81	135.8	130	10.4		
福山市	592	88.1	19	32.3	3	18.4	5	39.7	2	24.1			7	41.2			51	71.4	679	315.1	447	7.0		
府中市	36	7.0	4	6.6			1	3.8	1	9.8			2	18.7			2	0.7	46	46.6	34	13.7		
三次市	11	3.8	3	5.4	1	6.6	1	6.2	1	26.4	1	50.9							18	99.3	33	30.1		
庄原市	2	0.4	1	1.2			1	24.4	1	11.2					1	338.8			6	376.0	17	221.2		
大竹市	54	5.0	1	2.3	1	7.3	1	12.8									1	1.5	58	28.8	26	11.1		
東広島市	337	31.6	8	17.6			3	54.1	1	19.2							6	0.8	355	123.3	180	6.8		
廿日市市	206	29.5	8	22.1	1	6.2			1	24.5			2	422.7			19	7.5	237	512.4	113	45.3		
安芸高田市																						6		
江田島市	6	1.0	2	2.3	1	4.6			1	8.5			1	1.0			1	3.0	12	20.4	15	13.6		
府中町	10	2.2			1	5.6	1	16.3											12	24.1	52	4.6		
海田町	21	3.2					1	13.8											22	17.0	30	5.7		
熊野町	6	0.8			1	4.0											1	1.5	8	6.2	24	2.6		
坂町	25	3.6	1	1.3	1	5.8											1	0.5	28	11.3	13	8.7		
北広島町									1	11.7							1	9.5	2	21.2	8	26.4		
世羅町	1	0.8											1	27.2			2	28.0	2	28.0	6	46.7		

※特殊公園は風致公園，動植物公園，歴史公園，墓園の合計

※その他は緩衝緑地，都市緑地，広場公園，緑道，カントリーパークの合計

※表示数値以下を四捨五入しているため，合計が一致しない場合がある

9 下水道事業

(1) 下水道事業の概要

広島県内 23 市町のうち公共下水道を実施しているのは、22 市町であり、平成 30 年度末の県内の下水道普及率は、75.3%である。また、農業・漁業集落排水や合併浄化槽等による汚水処理に係るものを含めた汚水処理人口普及率は、88.4%である。

(2) 公共下水道事業（特定環境保全公共下水道を含む。）の概要

公共下水道は、主として市街地における雨水及び汚水を排除し、又は処理するための下水道で、終末処理場を有するものと、流域下水道に接続するものがある。

現在、下水道計画を有さない神石高原町を除く全ての市町（14 市 8 町）において、公共下水道事業を実施している。

公共下水道の整備状況

(平成 31 年 3 月 31 日 現在)

市町名	処理人口 (A) 千人	行政人口 (B) 千人	普及率 (A/B) %	市町名	処理人口 (A) 千人	行政人口 (B) 千人	普及率 (A/B) %
広島市	1,141.2	1,194.5	95.5	安芸高田市	9.8	28.7	34.1
呉市	196.8	223.7	88.0	江田島市	13.5	23.0	58.9
竹原市	4.2	25.5	16.6	府中町	50.6	52.1	97.1
三原市	44.6	93.7	47.7	海田町	29.5	29.9	98.6
尾道市	22.4	136.9	16.3	熊野町	21.8	24.1	90.5
福山市	342.2	468.4	73.1	坂町	12.8	13.0	98.8
府中市	14.3	39.4	36.2	安芸太田町	2.6	6.2	41.2
三次市	20.4	52.2	39.2	北広島町	8.5	18.7	45.6
庄原市	13.5	35.2	38.4	大崎上島町	2.4	7.4	32.6
大竹市	25.6	27.0	94.9	世羅町	1.5	16.2	9.3
東広島市	85.7	187.2	45.8	神石高原町	—	9.0	—
廿日市市	66.2	117.2	56.5	県計	2,130.1	2,828.9	75.3

1. 行政人口は、平成31年3月31日現在の住民基本台帳人口による。
2. 処理人口は、平成31年4月1日までの供用開始公示済み区域内人口とする。
3. 各数値は四捨五入を行っているため、合計が合わないことがある。

(3) 流域下水道事業の概要

流域下水道は2以上の市町村の区域における下水を排除し、終末処理場を有するものであり、本県には太田川流域下水道、芦田川流域下水道及び沼田川流域下水道の3件があるが、地方公営企業法の適用に伴い、令和元年度から企業局へ移管した。

第8章 建築



令和元年台風15号の被害に係る千葉県への派遣出発式の様子

1 施策方針

(1) 建築物の安全安心の確保と質の向上

県民の生命、健康及び財産の保護を図るため、建築物の敷地、構造、設備及び用途の規制を行うことによって、更には耐震化やがけ地付近の危険住宅の移転の促進、既存特殊建築物の防災対策等を通じて、建築物の安全と安心の確保と都市環境の整備を図る。また、地球温暖化防止に資する省エネルギー対策や環境との調和など、建築物の質の向上に向けた普及啓発を行う。

(2) 建築士及び建築士事務所の指導

建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正化を図り、建築物の質の向上に寄与することを目的とした建築士法に基づき、建築士及び建築士事務所の指導を行う。

(3) 宅地建物取引業者の指導

宅地建物取引業を営む者について免許制度を実施し、この事業に必要な規制を行うことによって、業務の適正な運営と取引の公正とを確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達を促進し、もって購入者等の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化とを図る。

(4) 人にやさしいまちづくりの推進

高齢者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進し、高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するほか、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等を行う事業の促進を図る。

2 建築基準行政

建築基準法は、健全な都市環境を守ることを目的に、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めている。

建築確認検査は、建築主事又は指定確認検査機関が建築物又はその建築計画が適法であるかどうかを、建築工事の着手前、工事途中及び完了後においてチェックする制度である。

県は、確認検査事務の迅速かつ的確な処理を行うため、土木建築局建築課のほか西部、東部、北部の各建設事務所に建築主事を配置している。

また、広島市（昭和27年4月）、福山市（昭和46年10月）、呉市（昭和50年4月）に建築主事を設置し特定行政庁として発足したのに加えて、尾道市（昭和56年10月）、三原市（昭和57年4月）、東広島市（昭和60年4月）、廿日市市（昭和63年4月）、三次市（平成17年4月）に建築主事を配置し、業務の一部を行う限定特定行政庁として発足した。その後、東広島市は平成18年4月から、尾道市、三原市及び廿日市市は平成20年4月から特定行政庁として発足し、確認等の事務の全てを行うこととなった。

平成11年5月の建築基準法改正により、民間の指定確認検査機関が確認検査業務を行うことができることとなり、広島県を業務区域に含んでいる大臣指定の4機関、中国地方整備局長指定の2機関（以上、県内に事務所を開設しているものに限る。）及び知事指定の1機関（令和2年3月31日現在）が業務を行っている。

また、平成19年6月の建築基準法改正により、一定規模以上の建築物の確認に構造計算適合性判定が必要となり、広島県では県及び指定構造計算適合性判定機関2社で業務を行っている。

なお、平成22年度から「建築共用データベースシステム」を導入し、確認に係る多様なデータを共有することで、適切かつ効率的な事務の運用を行っている。

年度別確認申請等の推移

特定行政庁建築物等確認申請受付状況（計画変更確認申請を含まず計画通知を含む。）（単位：件）

行政庁等	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
広島県	173	169	185	190	157
広島市	493	469	517	517	354
呉市	206	222	195	223	170
福山市	116	128	122	105	65
東広島市	123	139	148	136	79
尾道市	48	46	49	38	31
三原市	33	33	21	32	24
廿日市市	58	48	46	48	44
三次市	66	72	67	46	66
民間指定機関	10,662	10,403	10,523	10,379	9,630

3 建築審査会

建築審査会は、建築基準法に関する特定行政庁又は建築主事の処分に対する不服申立の裁決、用途地域内の建築制限、建築物の高さの制限、道路内の建築制限、接道の制限等について特定行政庁の許可に対する同意の決議を行うとともに、諮問事項の調査審議並びに関係機関に対し建議するために設けられている。県内では、県、広島市、呉市、福山市、東広島市、三原市、尾道市及び廿日市市の特定行政庁に設置され、許可に対して同意を議決したものは、次のとおりである。

建築審査会取扱件数

（単位：件）

年度	内 容	特 定 行 政 庁								計
		広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	
H27	用途地域関係	1	1		1					3
	敷地等と道路の関係	31	154	12	103	14		17	8	339
	道路内の建築物	1	18			1				20
	容積率制限、高さ制限、日影規制		4		1					5
	計	33	177	12	105	15		17	8	367
H28	用途地域関係		1	4	1				2	8
	敷地等と道路の関係	22	155	16	124	15	3	14	9	358
	道路内の建築物	1	10		1	0				12
	容積率制限、高さ制限、日影規制		6			1				7
	計	23	172	20	126	16	3	14	11	385
H29	用途地域関係				6			1	1	8
	敷地等と道路の関係	29	138	9	129	20	2	57	13	397
	道路内の建築物		8		1			1		10
	容積率制限、高さ制限、日影規制		5	2	1	1				9
	計	29	151	11	137	21	2	59	14	424
H30	用途地域関係	1			7					8
	敷地等と道路の関係	18	141	12	106	14	5	18	14	328
	道路内の建築物	3	8							11
	容積率制限、高さ制限、日影規制		1							1
	計	22	150	12	113	14	5	18	14	348
R 元	用途地域関係			1	7					8
	敷地等と道路の関係	14	140	14	63	12	1	8	6	258
	道路内の建築物		8	1	1					10
	容積率制限、高さ制限、日影規制		1							1
	計	14	149	16	71	12	1	8	6	277

4 建築設計・工事監理業務の適正化

(1) 建築士の育成

建築物の設計，工事監理等を行う技術者の資格を定めて，その業務の適正化を図り，建築物の質の向上に寄与することを目的として，建築士法が昭和 25 年に制定され，更に昭和 58 年の一部改正により，昭和 59 年度から伝統的木造建築物の技術者を育成するために，木造建築士資格が創設された。

これにより，一級・二級及び木造建築士制度が確立し，それぞれの業務範囲が規定された。

これらの資格の取得は，一級建築士については国土交通大臣，二級建築士及び木造建築士については知事が行う試験に合格しなければならない。

(2) 二級・木造建築士試験（広島県知事施行）の状況

(単位：人)

年	申込者数 (A)	受験者数 (B)	合格者数 (C)	合格率 (C/B)
平成27	624 (10)	530 (8)	119 (1)	22.5% (12.5%)
28	618 (7)	507 (6)	127 (0)	25.1% (0.0%)
29	622 (8)	529 (6)	126 (2)	23.8% (33.3%)
30	667 (3)	551 (2)	143 (0)	26.0% (0.0%)
令和元	643 (5)	538 (5)	114 (1)	21.2% (20.0%)

(注) () 内は木造建築士 (外数)

(3) 建築士及び建築士事務所の登録状況

一級建築士については国土交通大臣が，二級建築士及び木造建築士については知事が，該当の建築士試験の合格者の申請に基づいて建築士名簿に登録し，免許を与えている。

また，他人の求めに応じ報酬を得て設計，工事監理等を業として行う場合は，建築士事務所を定めて知事への登録を必要としている。

広島県知事登録の建築士及び建築士事務所

(令和2年3月31日 現在)

	一級	二級	木造	合計
建築士	—	18,501	501	19,002
建築士事務所	1,804	490	7	2,301

※ 一級建築士 (大臣免許) の登録数 (全国) は，平成 31 年 4 月 1 日現在 (令和 2 年 5 月 11 日までに公式に発表された数値の中で最新のもの) で，373,490 名

(4) 地震被災建築物応急危険度判定士及び判定コーディネーターの養成

阪神・淡路大震災を契機として，地震による被災建築物の余震二次災害を防止するため，平成 6 年度から応急危険度判定士の，平成 30 年度からは判定活動において中心的な役割を担う判定コーディネーターの養成を行っている。

「地震被災建築物応急危険度判定士」とは，一級・二級及び木造建築士等のうち知事の指定する講習会を受講し，知事が判定士として認定した者である。

(単位：人)

年度	応急危険度判定士		判定コーディネーター	
	講習受講者数	登録者総数 (年度末)	講習受講者数	登録者総数 (年度末)
平成 27	147	2,123	—	—
28	124	2,202	—	—
29	219	2,345	—	—
30	152	2,426	89	89
令和元	102	2,402	44	133

5 宅地建物取引業

宅地建物取引業法に基づき、宅地建物取引業者及び宅地建物取引士等に対して必要な規制を行う。
また、不動産取引に関する苦情相談について、国土交通省及び県市町の消費生活部署等と連携し対応している。

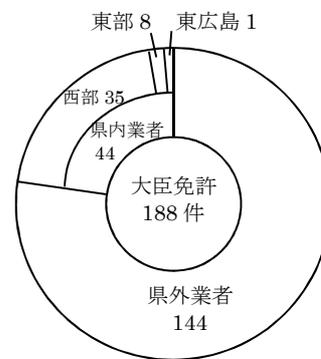
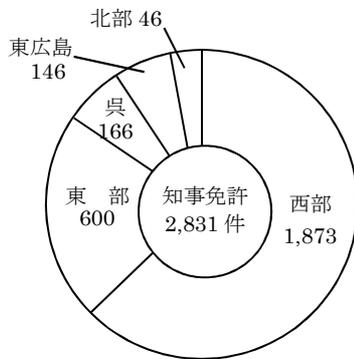
(1) 宅地建物取引業者

ア 年度別宅地建物取引業者免許状況（広島県知事免許）

年度	当初件数	新規	更新	小計	廃業等	年度末件数
H27	2,822	99	199	298	109	2,812
H28	2,812	113	685	798	131	2,794
H29	2,794	108	703	811	91	2,811
H30	2,811	123	581	704	124	2,810
R元	2,810	124	265	389	103	2,831

イ 建設事務所別宅地建物取引業者状況（広島県内）

（令和2年3月31日現在）



※知事免許：広島県のみ事務所に設置

※大臣免許：広島県及び他の都道府県に事務所を設置

(2) 宅地建物取引士

ア 宅地建物取引士資格試験受験状況

宅地建物取引士資格試験受験状況（広島県）

年度	受験申込者数(人)	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)
H27	4,570	3,610	529	14.7
H28	4,501	3,593	526	14.6
H29	4,692	3,769	553	14.7
H30	4,715	3,758	558	14.8
R元	5,080	4,112	664	16.1

イ 宅地建物取引士登録者数

22,363人（令和2年3月31日現在）

6 県補助事業（耐震・がけ近）

(1) 建築物耐震化促進事業

大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生する恐れがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に係る広域緊急輸送道路沿道建築物について、建築物所有者が実施する耐震診断・改修の負担低減につながる支援をすることにより、これら建築物の耐震化対策の促進を図っている。

広域緊急輸送道路沿道建築物については、一般社団法人広島県建築士事務所協会と平成 29 年 4 月 25 日に協力協定を締結し、所有者への戸別訪問等による普及啓発（耐震化に係る補助制度や技術的な説明）に取り組んでいるところである。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業

昭和 48 年度から、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域において、危険住宅の移転を行う者に対して、その除却等及び新たに建設する住宅（購入も含む）に要する費用の一部を国、県及び市町が助成している。

直近 5 年間の実績については、平成 27 年度に建物除却 1 戸 802 千円（県費 200 千円）、平成 28 年度に建物除却 3 戸 2,406 千円（県費 601 千円）となっている。

(3) 建築物土砂災害対策改修促進事業

平成 27 年度に、土砂災害特別警戒区域内の既存の住宅・建築物の所有者に対して、土砂災害対策改修に要する費用の一部を国、県及び市町が助成する制度を創設した。

7 福祉のまちづくりの推進

「広島県福祉のまちづくり条例」の基本理念に基づき、全ての県民が自らの意思で自由に行動し、社会参加できるような生活環境を整備することにより、住みよい福祉のまちづくりの実現を図る。

「バリアフリー法」による認定

特定建築物の認定

高齢者及び障害者等が特段の不自由なく建築物を利用できる水準（平成 14 年度までは誘導的基準・平成 15 年度からは利用円滑化誘導基準・平成 18 年 12 月 20 日からは建築物移動等円滑化誘導基準）を充足する特定建築物の促進を図る。

広島県全体の認定件数（バリアフリー法）（単位：件）

年度	H27	H28	H29	H30	R 元
認定件数	9	4	5	3	5

広島県全体の各件数（広島県福祉のまちづくり条例）（単位：件）

年 度	H27	H28	H29	H30	R 元
事前協議件数	291	342	330	317	253
適合通知書交付	40	57	40	33	33
適合証交付件数	24	23	26	9	24

8 広島県耐震改修促進計画（第 2 期計画）

県内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図り、地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、平成 25 年 11 月に改正された建築物の耐震改修の促進に関する法律により、大規模建築物に耐震診断を義務付ける等、耐震化の促進に向けた取組が強化されたことを踏まえて、第 2 期計画（計画期間：平成 28～令和 2 年度）を策定した。

(1) 耐震化率の状況と目標

対象建築物	【現状】 (H27 年度末推計値)	【目標】 (R 2 年度末)	【目指す姿】
多数の者が利用する建築物	86.4%	92.0%	100% (R12 年度末)
住宅	79.2%	85.0%	100% (R17 年度末)

(2) 取組の内容（施策）

多数の者が利用する建築物	(1) 市町の補助制度の継続，創設の促進 (2) 公共建築物の計画的な耐震化 (3) 所有者への意識啓発
大規模建築物	(4) 耐震化状況の公表による促進 (5) 民間建築物の耐震化促進 県及び市町の協調補助による耐震改修の補助制度の利用促進
避難路沿道建築物（広域緊急輸送道路）	(6) 義務付けた耐震診断の実施の促進 (7) 民間建築物の耐震化促進 ①県が創設した耐震診断の補助制度の利用促進 ②県及び市町の協調補助による耐震改修の補助制度の利用促進
防災拠点建築物	(8) 耐震化状況の公表による促進
住宅	(1) 市町の補助制度の改善，創設の促進 (2) 所有者への意識啓発
全般事項	(1) 相談体制の整備や情報提供の充実 (2) 関係団体との連携等による普及啓発

9 建築動態統計調査受託業務

建築物の建設の着工動態及び滅失動態を明らかにし，建築及び住宅に関する基礎資料とするため，毎月1回，国の指定統計として建築着工統計調査，届出統計として建築物滅失統計調査を国土交通大臣からの委託により行っている。

そのうち，県内の着工建築物の状況は，次のとおりである。

(1) 建築着工統計

市郡別着工建築物の床面積の状況

(単位：㎡)

市郡		暦年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31/令和元年
市	計		2,179,047	2,639,028	2,828,908	2,365,199	2,295,244
郡	計		202,126	164,295	135,950	191,751	209,963
県	計		2,381,173	2,803,323	2,964,858	2,556,950	2,505,207
内 訳	木造		999,246	1,034,000	1,058,815	1,126,676	1,101,846
	鉄骨造		995,035	1,240,469	1,140,805	1,061,769	923,594
	鉄筋コンクリート造		355,548	502,464	637,120	351,161	467,339
	鉄骨鉄筋コンクリート造		24,213	17,158	119,929	5,059	2,745
	コンクリートブロック造		157	244	240	142	194
	その他		6,974	8,988	7,949	12,143	9,489
全	国 計		129,443,907	132,962,092	134,678,953	131,149,252	127,555,033

(2) 住宅着工統計

新設住宅の戸数の状況等については，県のホームページに掲載している。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/1275877418054.html>

10 建築物省エネルギー消費性能向上の認定等業務

建築物の省エネ性能の向上を図るため、①大規模な非住宅建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置（適合判定義務）、届出義務（平成29年4月1日施行）及び、②省エネ基準に適合している旨の表示制度及び誘導基準に適合した建築物の容積率特例の誘導措置（認定制度）（平成28年4月1日施行）を講じている。

県内の認定状況等は、次のとおりである。

所管行政庁への届出件数

(単位：件)

所管行政庁		広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	三次市	合計
年度											
H29年度	届出件数	83	345	28	166	64	15	36	27	4	768
H30年度	届出件数	90	318	31	177	94	25	21	30	6	792
R元年度	届出件数	97	313	31	163	65	15	39	21	1	745

建築物省エネ向上の認定件数

(単位：件)

所管行政庁		広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	三次市	合計
年度											
H28年度	性能向上計画認定件数	1	1	0	7	0	0	0	0	0	9
	基準適合認定件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H29年度	性能向上計画認定件数	2	0	0	17	0	0	1	0	0	20
	基準適合認定件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H30年度	性能向上計画認定件数	3	0	0	7	0	0	2	0	0	12
	基準適合認定件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R元年度	性能向上計画認定件数	2	3	0	13	0	0	0	0	0	18
	基準適合認定件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

1.1 長期優良住宅の認定業務

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 21 年 6 月 4 日施行）に規定する長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である「長期優良住宅」について、その建築及び維持保全に関する計画を認定している。

県内の認定の状況は、次のとおりである。

長期優良住宅の認定件数

(単位：件)

所管行政庁 年度	広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	三次市	合計
H27 年度	189	665	128	401	183	49	100	104	12	1,831
H28 年度	173	650	88	409	212	44	116	144	2	1,838
H29 年度	196	702	78	369	221	27	88	109	9	1,799
H30 年度	166	710	118	349	243	37	108	130	2	1,863
R 元年度	206	733	92	375	317	40	112	98	5	1,978

1.2 低炭素建築物の認定業務

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年 12 月 4 日施行）に規定する建築物の新築、増築、改築、修繕若しくは模様替え、空気調和設備等の設置について、都市の低炭素化に資する措置が講じられた建築物に関する計画を認定している。

県内の認定の状況は、次のとおりである。

低炭素建築物の認定件数

(単位：件)

所管行政庁 年度	広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	三次市	合計
H27 年度	4	79	18	10	15	2	3	15	0	146
H28 年度	17	219	12	53	8	0	6	19	0	334
H29 年度	11	240	9	42	16	0	3	29	0	350
H30 年度	8	162	5	49	6	0	13	16	0	259
R 元年度	10	245	10	49	16	0	8	5	0	343

第9章 住宅



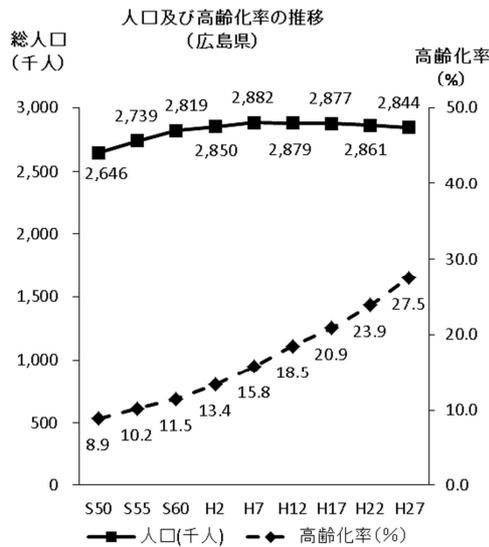
県営熊野住宅整備事業（北ブロック1期工事竣工写真）（安芸郡熊野町）

1 住宅事情の概要

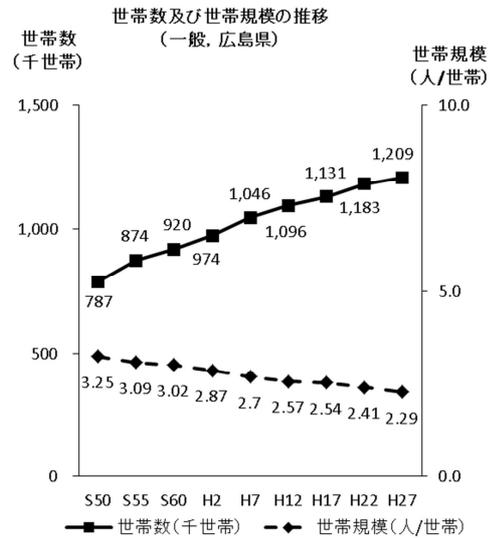
(1) 人口及び世帯数の推移

平成27年の国勢調査では本県の人口は約2,844千人となり、人口減少局面を迎えている。このうち65歳以上の高齢者の割合は27.5%と上昇傾向にあり、全国値を0.9ポイント上回るペースで高齢化が進行している。

一方、平成27年世帯数は約1,209千世帯（一般世帯）で、一定の増加傾向を維持している。これは、世帯規模の縮小に伴うもので、1世帯あたり人員は、平成27年で2.29人/世帯となっている。



注:1: 国勢調査による。
-2: 高齢化率は全人口のうち65歳以上の人口の割合

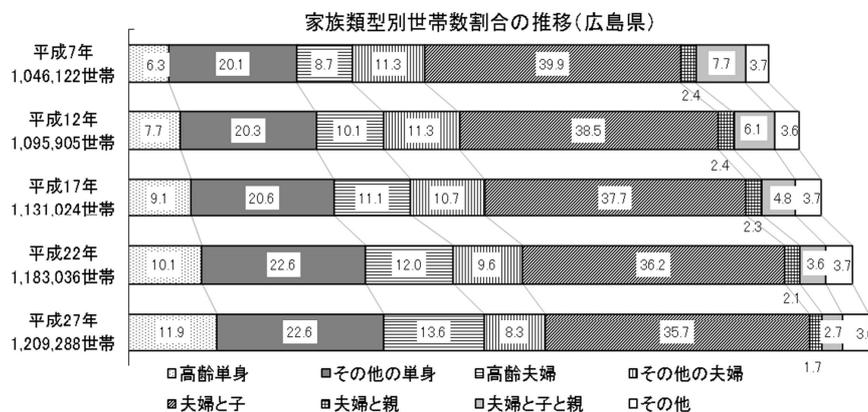


注:1: 国勢調査による。
-2: 世帯数、世帯規模は一般世帯数
-3: 昭和50年の世帯数は、普通世帯及び単身の準世帯。

(2) 世帯の動向

世帯の動向について、家族類型別世帯数割合の推移をみると、単身世帯、夫婦世帯等少人数の世帯の割合が高まりつつある。

特に高齢単身及び高齢夫婦世帯の割合は、平成27年で合わせて25.5%で、平成7年以降20年間で10.5ポイント上昇しており、今後、これらの高齢者世帯の増加に対応した住宅対策が重要な課題となる。



注:1: 国勢調査による。
-2: 世帯数は一般世帯
-3: 夫婦と子には、片親と子を含む

(3) 住宅数の推移

本県の住宅数は、平成 30 年時点で約 1,431 千戸あり、増加傾向にある。

このうち空き家は約 216 千戸で、空き家率は 15.1%であり、増加傾向にある。

図 住宅数の推移（広島県）

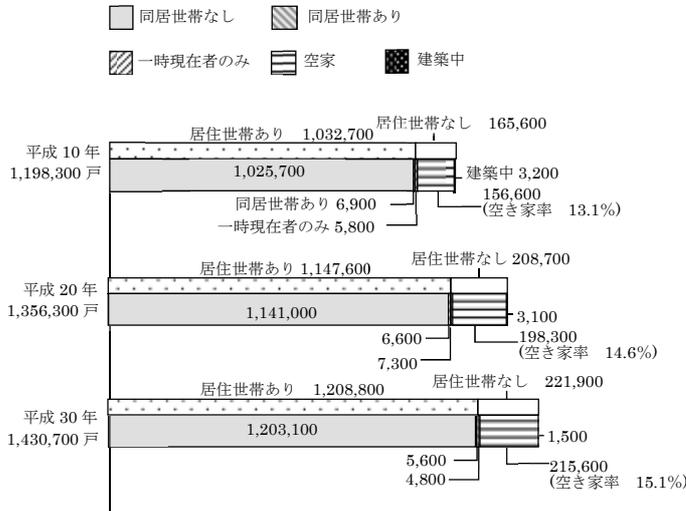
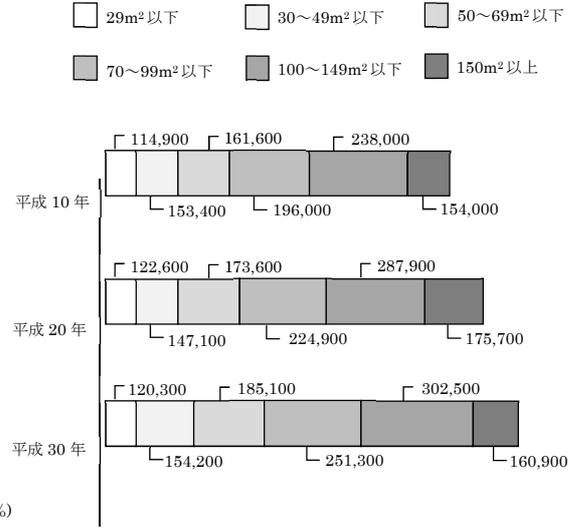


図 規模別住宅数の推移（広島県）



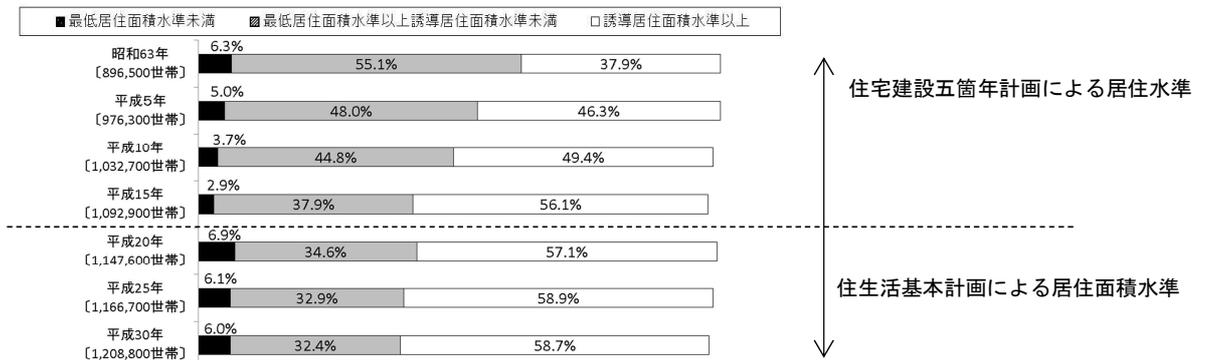
注 1：平成 10 年～平成 30 年住宅・土地統計調査による。
注 2：抽出調査のため、図中数値は合計値と一致しない。

(4) 居住水準

居住面積水準の状況は、平成 25 年時点で最低居住面積水準未満世帯の割合が 6.1%，最低居住面積水準以上誘導居住面積水準未満が 32.9%，誘導居住面積水準以上が 58.9%となっている。（最低居住面積水準・誘導居住面積水準については、住生活基本計画に定める水準による。）

平成 20 年から、最低居住面積水準未満の割合が著しく上昇しているのは、平成 15 年までは住宅建設五箇年計画による居住水準に基づく水準としていたものが、平成 20 年から住生活基本計画による居住水準に基づく水準による数値としたことによる最低居住面積水準の面積増加が一因と考えられる。

居住面積水準の推移（広島県）



- 注一 1：昭和 63 年～平成 15 年の数値は、住宅建設五箇年計画に基づく住宅建設五箇年計画に定める居住水準及び誘導居住水準による数値とした。住生活基本計画に基づく水準と比較すると、後者の水準面積が増加しており、特に単身者の最低居住面積水準が 18 m²から 25 m²に増加している。
- 一 2：昭和 63 年及び平成 5 年は住宅統計調査，平成 10 年以降は，住宅・土地統計調査による。
- 一 3：割合は，主世帯数に対するもの
- 一 4：昭和 63 年の誘導居住水準は，共同住宅は都市居住型，その他は一般型で集計した。
- 一 5：抽出調査のため，図中数値は必ずしも 100%にはならない。

2 「住生活基本計画（広島県計画）」の概要

「住生活基本計画（広島県計画）」は、住生活基本法第17条第1項に基づき、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する計画として策定しており、国が策定する全国計画に即して、本県における施策の基本的な方針、地域特性に応じた目標・施策を定めている。平成28年3月に行われた全国計画の変更を受け、平成29年3月、広島県計画を策定した。

(1) 計画の位置づけと計画期間

「ひろしま未来チャレンジビジョン」の目指す姿の実現に向けて策定している、「社会資本未来プラン」等やそれらに基づく各種の事業計画で定めている施策を反映し整合を図っており、計画期間を平成28年度から令和7年度としている。

(2) 計画の概要

ア 基本理念

「誰もが生き生きと暮らせる居住環境の実現」

イ 6つの施策目標と目指す姿

- (ア) 多様な人材をひきつける魅力的な居住環境の整備
 - ・ライフステージの変化など住まいに対するニーズに応じた多様な住まい選びが可能となる、豊かで魅力ある居住環境が整備されています。
- (イ) 次世代に継承される質の高い住宅ストックへの更新
 - ・長期優良住宅等の普及により、将来にわたり活用される安全で質の高い住宅が供給されています。
 - ・既存住宅の適切な維持管理やニーズに応じたリフォーム等の実施により、安全性や質の向上が図られています。
 - ・マンションの適切な維持管理の実施や建替えが進み、安全性や質の向上が図られています。
 - ・空き家の発生抑制や適性管理等が進み、良好な居住環境が保たれています。
- (ウ) 良質で魅力的な住宅ストックが評価され流通する住宅市場の整備
 - ・既存住宅の品質や魅力に関する情報が消費者に分かりやすく提供され、価値のある住宅が流通する環境が整っています。
 - ・リフォーム投資の拡大等により住宅市場が活性化し、多様なニーズに応える住生活産業が発展しています。
- (エ) 結婚・出産を希望する若年・子育て世帯が安心して暮らすことができる住生活の実現
 - ・子育てしやすい居住環境が広く提供され、子育て世帯が安心して暮らすことができます。
 - ・結婚・出産を希望する若年世帯や子育て世帯が、収入や人数などの世帯の状況に応じて望む住宅を選択できる環境が整っています。
- (オ) 高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現
 - ・高齢者が安全に安心して生活できるよう、バリアフリー化等の高齢者に配慮した住宅が改善・供給されています。
 - ・高齢者が望む地域において、住宅を確保することができる環境が整っています。
- (カ) 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保
 - ・県と市町が連携して公営住宅を供給することにより、誰もが健康で文化的な生活を営むための住宅を確保しています。
 - ・低額所得者、障がい者、外国人等のすべての方々が安心して民間賃貸住宅へ入居できる環境が整っています。

3 主要住宅施策

(1) サービス付き高齢者向け住宅の登録促進

平成 23 年 4 月に改正された「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、状況把握サービス、生活相談サービスその他高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度が創設された。

広島県、広島市、福山市及び呉市に登録窓口を設け、登録推進を進めている。

サービス付き高齢者向け住宅の登録件数及び戸数

	H23～H28	H29	H30	R 元	計
件数	203	14	10	5	232
戸数	6,531	514	284	249	7,578

(2) 子育てスマイルマンション認定制度の実施

ア 目的

多様な人材が集まる魅力的な生活環境の創出に向け、「広島県子育てスマイルマンション認定制度」を創設し、子育てしやすいマンションの供給を促進するとともに、認定事例の情報発信により、子育て世帯の意識醸成を図ることで、「子育てしやすい住まい環境」の整備を促進する。

イ 概要

県内のマンションを対象に、住戸内及び共用部などの仕様や子育て支援サービス提供などのソフト支援、立地環境において、子育てのしやすさに配慮したマンションを県が認定する。

認定マンション購入者に対しては、金融機関と連携した優遇金利の適用の提供等特典の付与が行われる。

住宅供給者に対しては、認定を受けることで建築基準法に基づく総合設計制度を活用した容積率緩和が行われる場合がある。

子育てスマイルマンションの認定件数及び戸数 () 内は竣工認定数

	H25～H27	H28	H29	H30	R 元	計
件数	22 (19)	6 (2)	2 (4)	3 (4)	4 (2)	33 (29)
戸数	1,541 (1,442)	307 (55)	67 (151)	122 (225)	225 (90)	2,037 (1,873)

(3) 住宅確保要配慮者の居住の安定確保

ア 居住支援協議会の活動

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯などの住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という）は、家賃の支払い能力に問題が無い場合でも死亡時の対応や生活習慣の違いによる近隣トラブル等への懸念から、民間賃貸住宅への入居を拒否されることが多い。

こうした住宅確保要配慮者の居住支援を多様な主体が連携して行うため、地方公共団体や関係事業者団体等を構成員とする、広島県居住支援協議会を平成 25 年度に設立している。

令和元年度は、賃貸人等へのセミナーの開催、セーフティネット住宅の登録促進に向けた取り組み等を行った。

イ あんしん賃貸支援事業の推進

平成 20 年度から住宅確保要配慮者が入居できる民間賃貸住宅の仲介を行う不動産事業者（協力店）及び居住支援に協力する団体に関する情報提供等を行っている。

(4) 空き家問題への対応

ア 空き家問題の現状

人口減少・高齢化に伴い、全国的に空き家は増加しており、適切に管理されていない空き家の増加によって、防災・防犯機能の低下、景観等の悪化など諸問題が発生している。一方で、積極的な利活用を進めることによって、空き家は有用な資産にもなり得るものである。平成30年時点で、広島県の空き家総数は215,600戸、空き家率は15.1%（全国平均13.6%）となっている。

イ 広島県空き家対策推進協議会の設立

適切に管理されていない空き家が、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを踏まえ、県、市町及び関係団体による「広島県空き家対策推進協議会」を平成26年6月に設立し、空き家問題について全県的に取り組んでいる。令和2年2月には、同協議会において、「広島県空き家対策対応指針」を見直し、新たに県内市町共通の空き家対策の目標と方向性を定めた。

ウ 広島県空き家バンクウェブサイト「みんと。」の開設

空き家の利活用を促進するため、各市町の空き家情報をとりまとめて発信する、ひろしま空き家バンクウェブサイト「みんと。」を平成29年3月に開設した。このウェブサイトでは、空き家の検索機能のほか、最新の活用事例の紹介や、空き家の隠れた魅力をブログ形式で紹介するコンテンツを発信している。

ホームページ URL : <http://minto-hiroshima.jp/>

上記のほか、平成28年度より空き家活用検討事業として、専門家チームの市町や地域への派遣やリノベーション研修会等を実施し、空き家の活用促進に取り組んでいる。

4 住宅建設事業等

(1) 公営住宅の建設状況

公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸することを目的として、国の補助金を受けて建設を進めている。

公営住宅の建設状況（最近5箇年間）

（単位：戸、千円）

区分		年度					計	累計 (S23～R元)
		H27	H28	H29	H30	R元		
県	公営 着工戸数(戸)	27	0	0	64	0	91	21,627 (230)
	事業費(千円)	629,978	420,253	58,856	280,406	1,138,010	2,527,503	—
市町	公営 着工戸数(戸)	180	180	0	0	218	578	41,076
	事業費(千円)	3,575,911	3,575,911	0	0	4,493,442	11,645,264	—
計	公営 着工戸数(戸)	207	180	0	64	218	669	62,703
	事業費(千円)	4,205,889	3,996,164	58,856	280,406	5,631,452	14,172,767	—

(注) 1. 県営の公営欄の()数は内数でPFI事業による買取戸数である。

2. 事業費は国費対象の事業費ベースである。

県営住宅の建設状況

(着工ベース 単位：戸)

建設年度別	S23 ~45	46~ 50	51~ 55	56~ 60	61~ H2	3~ 7	8~ 12	13~ 17	18~ 22	23~ 27	28~ R元	累計 (S23~H29)
広島市	4,547 (470)	4,052 (360)	1,646	502	184	140	237	238 [110]	35	162	0	11,807 [110] (830)
広島市周辺市町	867	199	40	458	74	122	78	60 [60]	110 [60]		64	2,008 [120]
小計	5,414 (470)	4,251 (360)	1,686	960	258	262	315	298 [170]	145 [60]	162	64	13,815 [230] (830)
呉市	724	218	156	58	154	104	122		77	20		1,633
竹原市	203	60	50	20			44	84				461
三原市	275	312	280	133	8	8		48				1,064
尾道市	368	107	256	60	70	58	24	20				963
福山市	1,319	905	314	142	144	106	135					3,065
府中市		60		5	52	20						137
三次市	16	60	40	92	47	36						291
庄原市		30	80	52	6	8						176
大竹市	64	60	170									294
東広島市	82	119		96	60	58						415
安芸高田市				10	10	20						40
江田島市						2						2
安芸太田町				4	11	4						19
北広島町				16	10	4						30
世羅町					8	10						18
大崎上島町						6						6
神石高原町					8	20						28
小計	3,051	1,931	1,346	688	588	464	325	152	77	20	0	8,642
合計	8,465 (470)	6,182 (360)	3,032	1,648	846	726	640	450 [170]	222 [60]	182	64	22,457 [230] (830)

(注) () 内は内数で、県営改良住宅分を表す。
[] 内は内数で、PFI事業による買取戸数を表す。

県営住宅の建替、住戸改善の実施状況

(単位：戸)

建設年度別	S51~55	56~60	61~ H2	3~7	8~12	13~17	18~22	23~27	28~ R元	累計 (S41~R元)	
建替	604	661	152	374	640	441 [170]	222 [60]	182	64	3,739 [230]	
住戸改善	増築	(-) —	(136) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(136) 136	
	改築	(6) 362	(-) 417	(10) 498	(270) 581	(9) 537	(136) 1,262	(364) 1,741	(165) 165	(-) —	(960) 5,563
	計	(6) 362	(136) 553	(10) 498	(270) 581	(9) 537	(136) 1,262	(364) 1,741	(165) 165	(-) —	(1,096) 5,699

(注) 1 () 内は内数で県営改良住宅分を表す。
2 [] 内は内数でPFI事業による買取戸数を表す。
3 改築の内には、昭和62年度より、高齢者のための設備の設置を含む。

5 県営住宅の管理状況等

県営住宅は、令和2年3月31日現在で県内12市3町に16,270戸あり、住宅管理業務は、入居者の募集、選考及び決定、家賃徴収、住宅の維持修繕等多岐にわたる。

入居者の募集は、6・10・2月のほか必要に応じて行っている。また、募集に当たっては、新聞や県・市町の広報誌等による広報活動を実施している。

入居者の選考及び決定については、新築及び空家住宅とも公募のうえ公開抽選により入居者を決定している。

家賃等の徴収については、口座振替制度の普及、滞納者に対する電話や夜間・休日を含む戸別訪問等による督促・納付指導、年2回の徴収強化月間の設定などにより、収納率の向上と長期滞納者の発生の未然防止に努めるとともに、生活困窮者等の家賃負担能力の低い入居者に対しては、家賃減免制度の利用を指導するなど、きめこまかい対応を図っている。

また、長期滞納者については、住宅明渡請求訴訟等の法的措置を講じている。

住宅の維持修繕については、日々の小規模な修繕等は速やかに対応するとともに、大規模修繕についても、順次計画的に行っている。

なお、複雑多様化している県営住宅の管理に対応することを目的とし、指定管理者制度を導入し、管理業務の適正化と合理化を図っている。

種別、構造別、所在地別県営住宅管理戸数

(令和2年3月31日現在) (単位:戸)

所在地	団地数	公 営 住 宅 ・ 改 良 住 宅			特別住宅	合 計
		中 耐	高 層	小 計	低 耐	
広島市	31	5,542 [136]	2,602 [650]	8,144 [786]		8,144 [786]
呉市	11	742	221	963	1	964
竹原市	4	198		198		198
三原市	9	770		770		770
尾道市	12	696		696		696
福山市	14	1,979	90	2,069		2,069
府中市	2	120		120		120
三次市	5	211		211		211
庄原市	3	160		160		160
大竹市	3	230		230		230
東広島市	4	275	50	325		325
廿日市市	3	1,196		1,196		1,196
安芸郡海田町	3	278		278		278
〃 熊野町	2	477	208	685		685
〃 坂町	4	54	170	224		224
合 計	110	12,928 [136]	3,341 [650]	16,269 [786]	1	16,270 [786]

※ [] は改良住宅の戸数で内数

6 県営住宅応募倍率の推移

応募倍率は、平成15年度に9.0倍と高い水準であったが、平成21年4月の改正公営住宅法施行令により入居者の収入制限の上限が低減されたこと、また、郊外の団地の申込者数が募集住宅の戸数を下回る場合があること等によって、令和元年度は1.8倍、過去5年間では1.8倍から4.1倍の間で推移している。

第10章 営繕



宮島口旅客ターミナル 完成建物

1 営繕工事の概要

営繕課では、各局等からの工事依頼により、建築物等の設計や、工事の監理・検査等の営繕工事を行い、県民の共有財産としてふさわしい施設とするため、耐久性・耐震性・メンテナンス等に優れた建物となるように配慮している。また、誰もが使いやすいようにユニバーサルデザインへの対応や、環境に配慮した省エネルギー対策などの新しい取組を行うとともに、コスト縮減による効率的な予算執行など、適正な事業執行に努めている。

令和元年度は、厳島港宮島口地区旅客ターミナル新築工事，広島叡智学園中学・高等学校新築工事（第2期），県営熊野住宅建替工事（第1期）などが完成するとともに，広島県庁舎本館等耐震改修工事を引き続き実施した。

令和2年度は，県立医療型障害児入所施設整備工事，広島叡智学園中学・高等学校新築工事（第3期），県営熊野住宅建替工事（第2期）に着手予定である。

委託業務では，平成28年度までに実施した15件の広島型建築プロポーザル方式による設計者選定に加え，令和元年度に広島南警察署庁舎，広島中央警察署本通交番庁舎の2件について，新たにプロポーザル方式により設計者選定を行った。

2 魅力ある建築物創造事業

(1) 事業創設の経緯について

国内外から多様な人材が集まる魅力ある地域環境の創出に向け，都市空間を形成する建築物の魅力向上を重点的に進めるため，平成25年度に，魅力ある建築物創造事業を創設している。

(2) 事業の概要及び特徴について

ア 事業のねらい

広島県型の建築プロポーザル方式の確立により，魅力ある建築物の創出を推進するとともに，県内の魅力ある建築物の発掘・発信，クリエイティブな人材の育成など，民間建築物への幅広い普及を促進することで，本県ブランドイメージの向上を図る。

イ 事業の概要

区 分	内 容
魅力ある公共建築物の創造・発信	<p>○ 広島型建築プロポーザル方式の実施</p>   <p>厳島港宮島口地区旅客ターミナル（左：H28 提案イメージ，右：完成写真）</p>   <p>県営熊野住宅（左：H28 提案イメージ，右：1期完成写真）</p>



広島叡智学園中学・高等学校（左：H28 提案イメージ、右：2期完成写真）



広島南警察署（R元提案イメージ）

本通交番（R元提案イメージ）

○ 広島型建築プロポーザル方式の市町への普及促進（技術支援）



H27 実施事例 福山市新総合体育館
（左：提案イメージ 右：完成写真）



H30 実施事例 熊野町東部地域防災センター
（左：提案イメージ 右：最終ヒアリングの様子）

○ 事業成果の情報発信

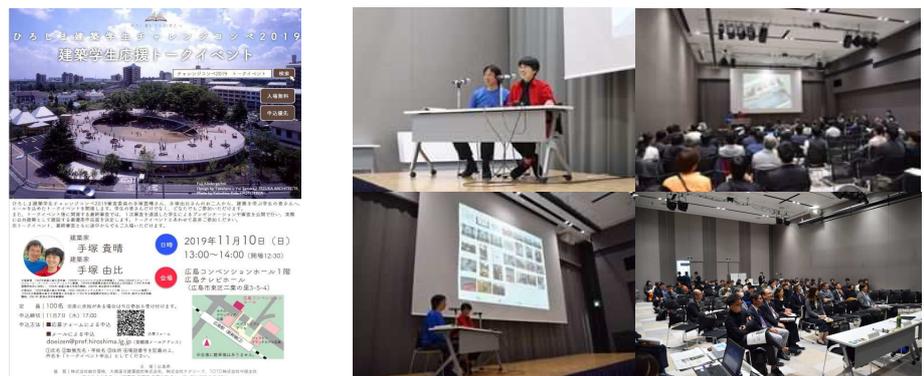


R 元実施事例 建物完成内覧会（瀬戸内海国立公園高見山トイレ）※内覧会として縮小開催



R 元実施事例 建物完成見学会（県営熊野住宅（1期工事））※市町職員対象開催

○ その他情報発信



R 元実施事例 建築学生応援トークイベント～ひろしま建築学生チャレンジコンペ2019～

○ 魅力ある建物の発掘・発信イベント「ひろしまたてものがたり」の展開

- ・「魅力ある建物」人気ランキング「ベスト 30」の選定



第1位 厳島神社
(廿日市市)

第2位 原爆ドーム
(広島市)

第3位 阿多田灯台資料館
(大竹市)



第4位 広島平和記念資料館(本館)
(広島市)



第5位 NTTクレド基町ビル
(広島市)

・ひろしまたてものがたりフェスタの実施

民間建築物
への波及



ガイドブック



ガイドツアー

(上：県立美術館/市営基町アパート 下：不動産/県立広島大学広島キャンパス図書館)

H30 実施事例 ひろしまたてものがたりフェスタ 2018



ガイドブック



ガイドツアー

(上：世界平和記念聖堂/広島県庁舎 下：不動産/市営基町アパート)

R元実施事例 ひろしまたてものがたりフェスタ 2019

○ クリエイティブな人材の育成

・「ひろしま建築学生チャレンジコンペ」の実施



ポスター

上：審査会の様子 下：最優秀作品パース/完成写真

H30 実施事例（瀬戸内海国立公園高見山公園内トイレ）



ポスター

左：最優秀作品パース 右：審査会の様子

R 元実施事例（縮景園内事務所棟東トイレ）

(7) 令和2年度の取組について

区分	内容
魅力ある公共建築物の創造・発信	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広島型建築プロポーザル方式の実施 ○ 広島型建築プロポーザル方式の市町への普及及び技術支援 ○ 事業成果（宮島口旅客ターミナル・建築学生チャレンジコンペ等）の情報発信 ・トークイベント、完成見学会等
民間建築物への波及	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の魅力ある建築物の発信イベント「ひろしまたてものがたり」の展開 ・「ひろしまたてものがたりフェスタ」の実施 ○ クリエイティブな人材の育成 ・公共建築物に係る「ひろしま建築学生チャレンジコンペ」の実施

3 営繕工事の執行状況

令和元年度 主要営繕工事一覧 (1億円以上)

(単位：千円)

区分	工事名	工事箇所	工種	契約金額	着手年月日	完成年月日	備考
H29	広島県東広島庁舎本館耐震改修その他工事	東広島市西条昭和町	建築	549,720	H30.3.15	R元.12.20	完成
H30	広島県立広島敬智学園中学校・高等学校外構その他工事(1期工事)	豊田郡大崎上島町大串	建築	240,587	H30.8.3	H31.4.26	完成
	広島県立千代田高等学校校舎1号棟内外部改修工事	山県郡北広島町有間	建築	133,920	H30.8.23	R元.8.20	完成
	広島県廿日市庁舎第1庁舎耐震改修その他工事	廿日市市桜尾本町	建築	239,333	H30.9.11	R元.12.27	完成
	広島ヘリポート監視棟ほか1棟新築その他工事	広島市西区観音新町	建築	191,783	H30.9.11	R元.8.2	完成
	地方港湾厳島港(胡町地区)歩廊2層根新築その他工事	廿日市市宮島町	建築	114,693	H30.9.29	H31.4.26	完成
	県営熊野住宅(仮称)1期建築工事	安芸郡熊野町貴船	建築	874,800	H30.10.3	R2.2.28	完成
	(仮称)宮島口旅客ターミナル新築工事	廿日市市宮島口	建築	1,725,192	H30.10.3	R2.2.28	完成
	広島東警察署庁舎解体撤去その他工事	広島市中区富士見町	建築	431,896	H30.10.5	R元.12.13	完成
	県営熊野住宅(仮称)1期電気設備工事	安芸郡熊野町貴船	電気	115,776	H30.10.12	R2.2.28	完成
	(仮称)宮島口旅客ターミナル新築機械設備工事	廿日市市宮島口	機械	177,235	H30.10.16	R2.2.28	完成
	(仮称)宮島口旅客ターミナル新築電気設備工事	廿日市市宮島口	電気	330,715	H30.10.16	R2.2.28	完成
	県営熊野住宅(仮称)1期機械設備工事	安芸郡熊野町貴船	機械	141,372	H30.10.20	R2.2.28	完成
	広島ヘリポート監視棟ほか1棟新築その他電気設備工事	広島市西区観音新町	電気	105,558	H30.11.10	R元.9.13	完成
	広島県立みよし公園温水プール地熱ヒートポンプ更新工事	三次市四拾貫町	機械	131,436	H30.11.22	R元.8.9	完成
	広島県立庄原実業高等学校校舎92号棟内外部改修工事	庄原市西本町	建築	224,124	H30.11.27	R元.12.25	完成
	四川ダム諸量処理装置ほか更新工事	福山市加茂町	電気	150,416	H30.12.1	R2.3.30	完成
	広島県立庄原実業高等学校校舎92号棟内外部改修電気設備その他工事	庄原市西本町	電気	108,541	H30.12.8	R元.12.25	完成
広島県立広島敬智学園中学校・高等学校新築工事(2期工事)	豊田郡大崎上島町大串	建築	2,138,400	H30.12.18	R2.1.31	完成	
広島県立広島敬智学園中学校・高等学校新築機械設備工事(2期工事)	豊田郡大崎上島町大串	機械	196,112	H31.1.26	R2.1.31	完成	
広島県立広島敬智学園中学校・高等学校新築電気設備工事(2期工事)	豊田郡大崎上島町大串	電気	164,700	H31.1.26	R2.1.31	完成	
広島県庁舎本館等耐震改修及び維持保全工事	広島市中区基町	建築	5,731,020	H31.3.5	R4.2.18	継続	
広島県福山庁舎第1庁舎ほか2棟耐震改修その他工事	福山市三吉町	建築	599,400	H31.3.5	R3.5.17	継続	
広島県立三次高等学校校舎36号棟ほか2棟内外部改修工事	三次市南畑敷町	建築	164,764	H31.3.9	R2.2.10	完成	
R元	広島県立庄原特別支援学校校舎1号棟ほか1棟内外部改修工事	庄原市三日市町	建築	224,557	R元.6.4	R2.9.8	継続
	広島県立広島敬智学園中学校・高等学校寮(HM2W)ほか1棟上部新築工事	豊田郡大崎上島町大串	建築	229,906	R元.6.4	R2.1.31	完成
	広島県立庄原特別支援学校校舎1号棟内部改修機械設備工事	庄原市三日市町	機械	139,214	R元.6.12	R2.9.8	継続
	広島県庁舎議事堂ほか3棟内部改修その他工事	広島市中区基町	建築	374,917	R元.6.14	R2.8.20	継続
	広島県立三次看護専門学校空調設備改修工事	三次市東酒屋町	機械	114,180	R元.6.25	R元.12.26	完成
	地方港湾三高港三高地区ターミナル新築工事	江田島市沖美町	建築	334,400	R元.7.18	R2.7.31	継続
	県立総合体育館冷却塔更新工事(東側系統)	広島市中区基町	機械	112,750	R元.8.28	R2.3.31	完成
	広島県立広島工業高等学校工業科学センター新築工事	広島市南区出汐	建築	231,550	R元.8.31	R2.8.31	継続
	広島県立賀茂高等学校校舎25号棟ほか1棟内部改修工事	東広島市西条西本町	建築	110,168	R元.9.11	R2.9.30	継続
	広島県立広島敬智学園中学校・高等学校外構その他工事(2期工事)	豊田郡大崎上島町大串	建築	205,810	R元.9.13	R2.3.27	完成
	広島県消防学校本館1ほか3棟耐震改修その他工事	広島市安佐北区倉掛	建築	344,300	R元.9.14	R3.1.29	継続
	広島県東部建設事務所三原支所本館耐震改修その他工事	三原市円一町	建築	207,900	R元.9.14	R3.3.26	継続
	広島県立三原特別支援学校校舎7号棟ほか1棟内外部改修その他工事	三原市小泉町	建築	139,150	R元.9.21	R2.8.25	継続
	広島県消防学校本館1ほか3棟耐震改修その他電気設備工事	広島市安佐北区倉掛	電気	106,920	R元.9.28	R3.1.29	継続

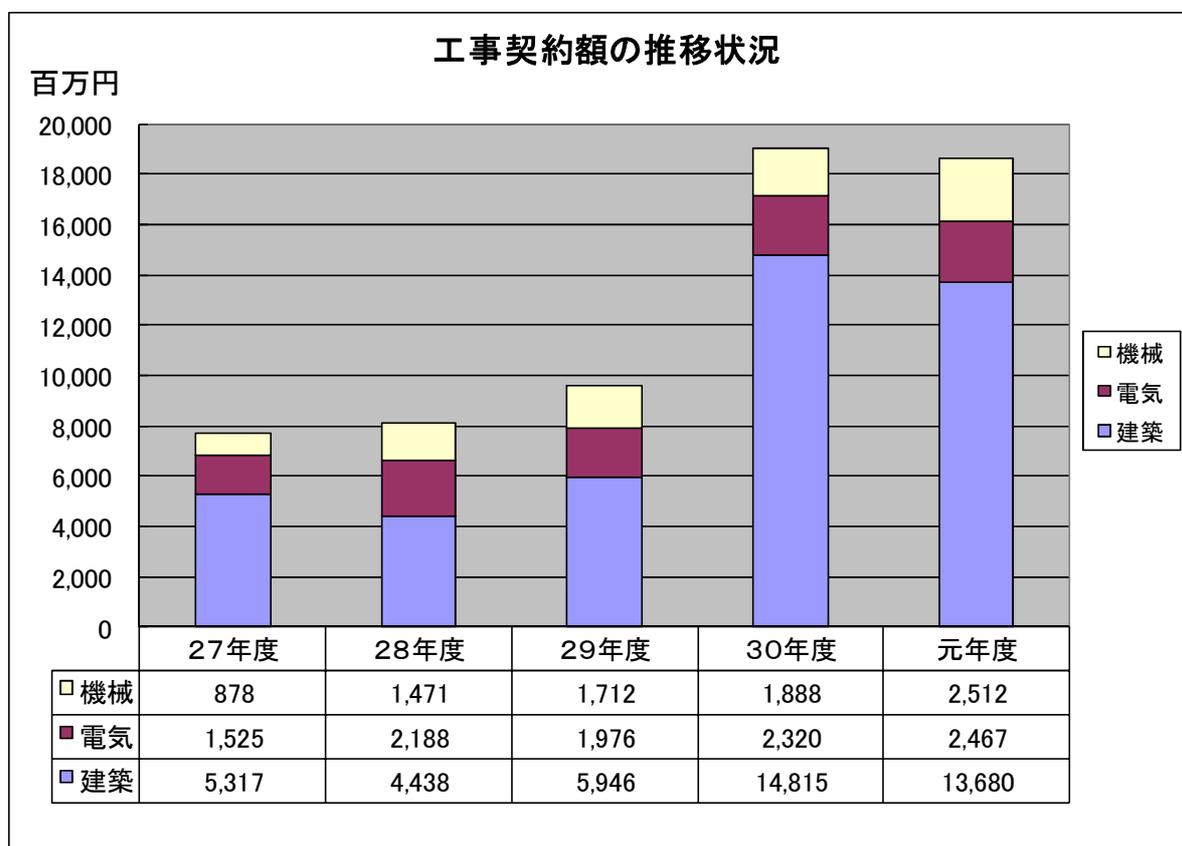
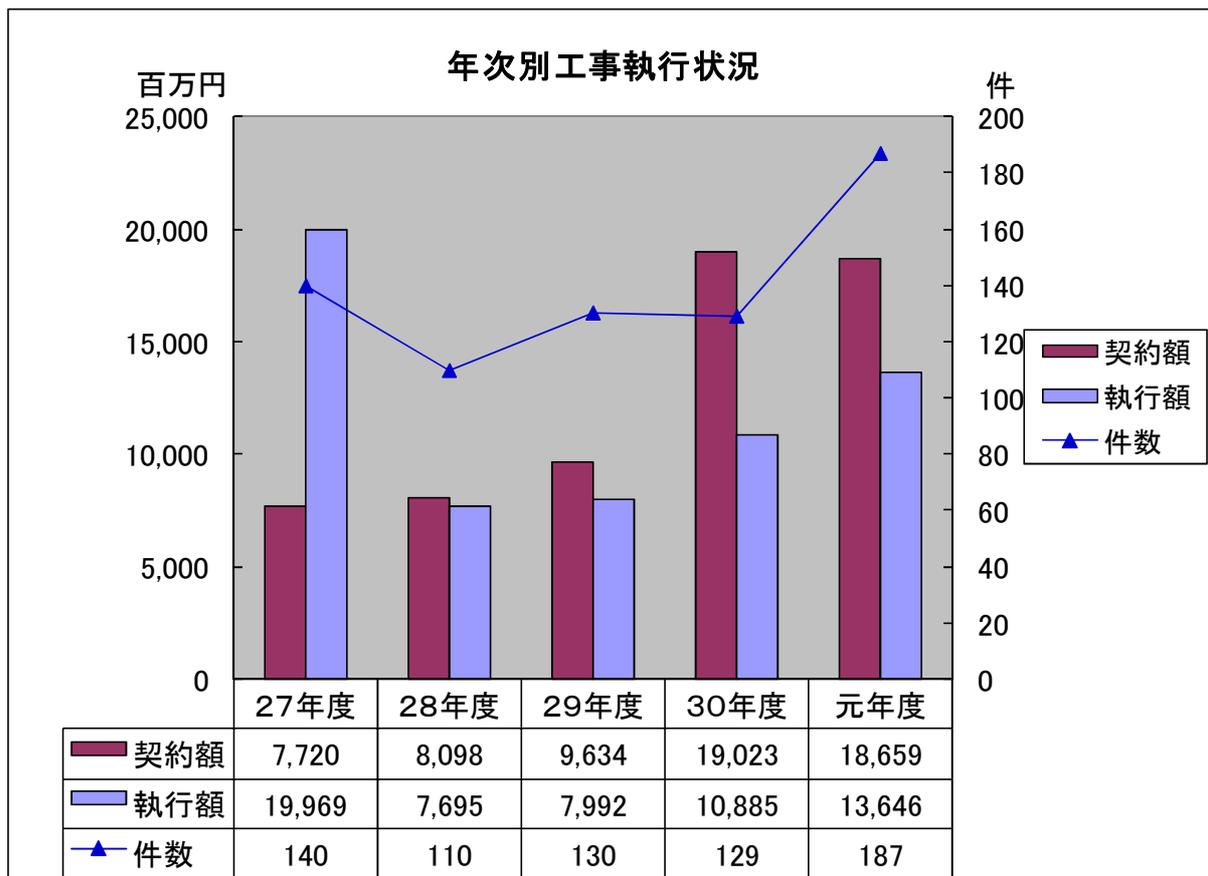
R元	広島県消防学校屋内訓練場耐震改修その他工事	広島市安佐北区倉掛	建築	116,490	R元.10.19	R2.7.31	継続
	広島県立福山工業高等学校校舎49号棟内外部改修工事	福山市野上町	建築	199,100	R元.11.9	R3.1.29	継続
	広島県三次庁舎第1庁舎耐震改修その他工事	三次市十日市東	建築	745,800	R元.12.17	R4.1.28	継続
	広島ヘリポート管理事務所ほか3棟解体撤去工事	広島市西区観音新町	建築	183,042	R元.12.20	R2.10.30	継続
	広島県庄原庁舎第1庁舎ほか2棟耐震改修その他工事	庄原市東本町	建築	461,560	R元.12.28	R3.6.18	継続
	椋梨ダム諸量処理装置ほか更新工事	東広島市河内町	電気	235,730	R2.2.8	R3.3.31	継続
	広島県立三次高等学校校舎8号棟ほか1棟内部改修工事	三次市南畑敷町	建築	139,700	R2.3.7	R3.1.21	継続
	四川ダムテレメータ放流警報設備ほか更新工事	福山市加茂町	電気	138,710	R2.3.7	R3.3.31	継続
	県営熊野住宅2期建築その他工事	安芸郡熊野町貴船	建築	1,133,000	R2.3.18	R4.3.25	継続

- (注) 1. 契約金額は、千円未満を四捨五入した。
2. 完成年月日は、契約工期末である。

令和元年度工事実施状況

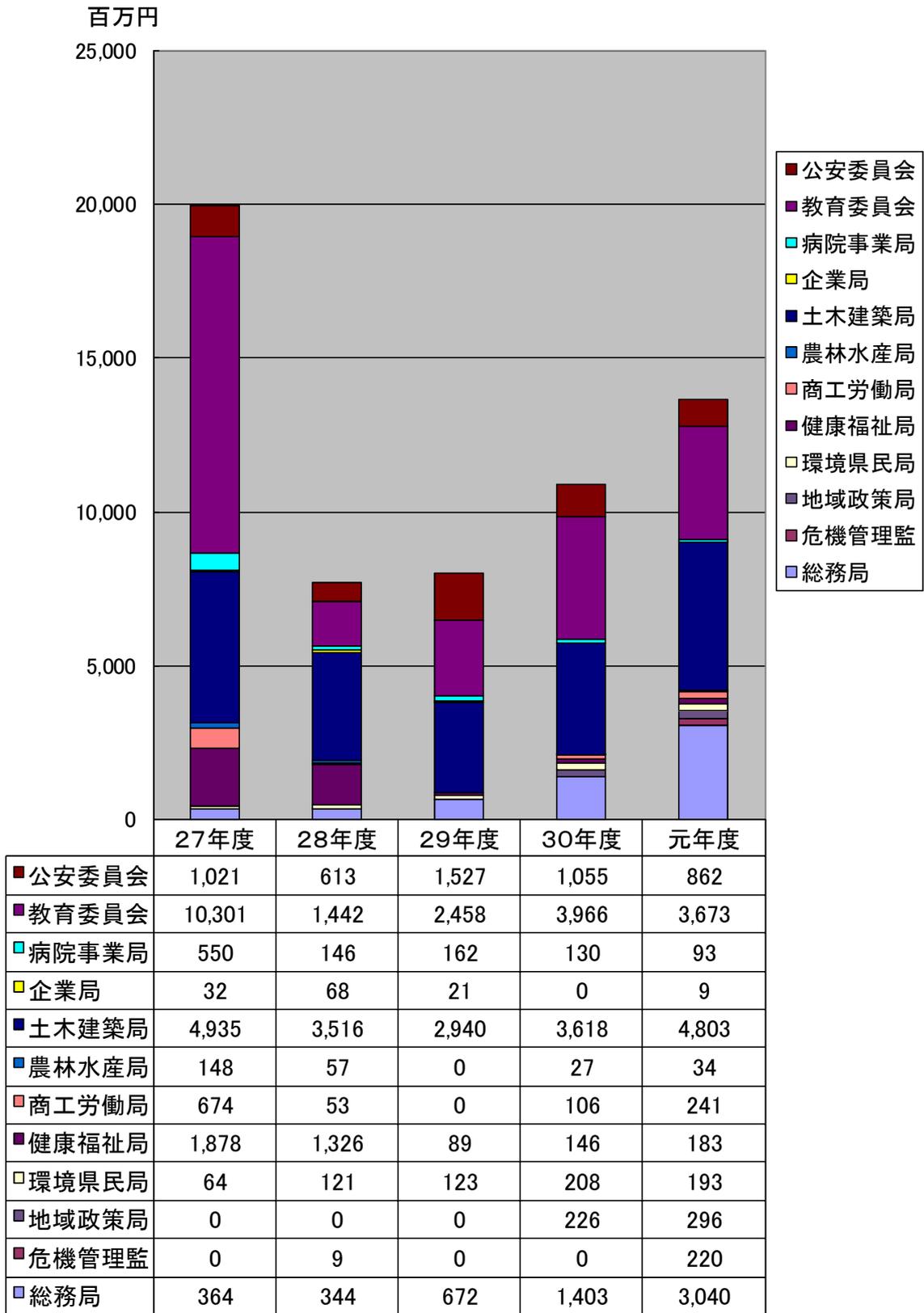
(単位:千円)

工 事 内 容	危機管理監	総務局	地域政策局	環境県民局	健康福祉局	商工労働局	農林水産局	土木建築局	企業局	病院事業局	教育委員会	公安委員会	計
平成30年度	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	8	15
以前からの	0	335,699	0	0	0	0	0	2,170,220	0	0	1,716,361	248,612	4,470,892
債務負担行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
(既契約繰越)分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	224,428	0	224,428
A	0	335,699	0	0	0	0	0	2,200,449	0	0	2,064,757	248,612	4,839,170
工	4	16	0	4	3	2	1	19	0	0	27	21	97
建築	532,551	8,270,689	0	158,536	95,722	138,564	34,007	2,209,473	0	0	1,753,952	486,751	13,680,245
機械	1	5	0	0	0	3	0	13	0	3	7	7	40
電気	106,920	152,389	18,700	0	0	101,989	0	1,591,170	0	92,840	243,063	160,053	2,467,124
内	1	11	6	2	2	0	0	13	1	0	14	0	50
契約	42,480	196,844	226,170	34,054	86,932	0	0	1,361,027	8,800	0	555,595	0	2,511,882
B	6	32	7	6	5	5	1	45	1	3	48	28	187
建築	681,931	8,619,922	244,870	192,590	182,654	240,553	34,007	5,161,670	8,800	92,840	2,552,610	646,804	18,659,251
機械	2	6	0	0	0	0	0	5	0	0	7	1	21
電気	351,521	5,915,349	0	0	0	0	0	1,640,219	0	0	644,773	33,030	8,584,892
内	1	0	0	0	0	0	0	5	0	0	3	0	9
以降への	74,843	0	0	0	0	0	0	557,212	0	0	130,657	0	762,712
債務負担行為	1	0	1	0	0	0	0	4	0	0	5	0	11
(既契約繰越)分	35,666	0	38,760	0	0	0	0	361,705	0	0	168,788	0	604,919
C	4	6	1	0	0	0	0	14	0	0	15	1	41
建築	462,030	5,915,349	38,760	0	0	0	0	2,559,136	0	0	944,218	33,030	9,952,523
機械	4	18	0	4	3	2	1	23	0	0	7	22	84
電気	181,030	2,691,040	0	158,536	95,722	138,564	34,007	2,739,474	0	0	2,825,540	702,333	9,566,246
内	0	5	1	0	0	3	0	8	0	3	7	7	34
執行	32,077	152,389	18,700	0	0	101,989	0	1,033,968	0	92,840	336,833	160,053	1,928,839
A+B-C	0	11	8	2	2	0	0	10	1	0	10	0	44
(件数はA+B)	6,794	196,844	277,063	34,054	86,932	0	0	1,029,551	8,800	0	510,775	0	2,150,813
合計	219,901	3,040,273	295,763	192,590	182,654	240,553	34,007	4,802,983	8,800	92,840	3,673,148	862,386	13,645,898



金額は、百万円未満を四捨五入した。

部門別工事執行額の推移状況



金額は、百万円未満を四捨五入した。

第 1 1 章 災害復旧



令和元年発生災害 一級河川太田川水系 府中大川 砂防設備災害復旧工事（広島市東区）

1 災害復旧事業の概要

災害復旧事業は、暴風、洪水、高潮、地震、その他異常な天然現象によって被災した公共土木施設を復旧し、公共の福祉と住民生活の安定を図ることを目的としている。

公共土木施設に係る災害復旧事業は、3か年で復旧を完了することとなっており、早期復旧に努めている。

なお、令和元年度及び過去における公共土木施設災害復旧事業の査定状況並びに本県における戦後の主要な災害は、次のとおりである。

2 災害復旧事業の査定状況

(1) 令和元年発生災害（広島市を除く）

（単位：件数，千円）

工種	県		市町		県・市町合計		
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	
各工種別内訳	河川	59	662,747	31	184,418	90	847,165
	海岸(港湾に係るもの)	—	—	—	—	—	—
	砂防	21	294,195	—	—	21	294,195
	急傾斜	—	—	—	—	—	—
	道路	13	147,063	26	143,593	39	290,656
	橋梁	—	—	—	—	—	—
	港湾	—	—	—	—	—	—
	下水道	—	—	—	—	—	—
	公園	—	—	—	—	—	—
合計	93	1,104,005	57	328,011	150	1,432,016	

(2) 過去の発生災害（広島市を除く）

ア 箇所数

（単位：件数）

年災	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
県	656	76	119	170	250	16	362	267	2,550	93
市町	745	111	176	148	218	28	408	275	2,930	57
合計	1,401	187	295	318	468	44	770	542	5,480	150

イ 金額

（単位：千円）

年災	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
県	5,175,734	718,863	655,521	1,096,183	2,683,455	137,967	3,351,199	3,181,043	63,032,991	1,104,005
市町	4,216,335	456,961	644,336	621,293	1,028,694	162,285	2,519,470	1,881,903	35,513,405	328,011
合計	9,392,069	1,175,824	1,299,857	1,717,476	3,712,149	300,252	5,870,669	5,062,946	98,546,396	1,432,016

3 広島県の主要災害（昭和20年以降）

発生年月日	種別	気象		人的被害			家屋被害					土木被害				農地被害		その他		備考
		最大風速	雨量	死者	負傷者	行方不明	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	河川	道路	橋梁	山崩	田畑流失	田畑冠水	鉄道	船	
S20. 9.17	台風	m/s 30.2	mm 218.7	人 1,231	人 1,077	人 783	戸 2,185	戸 3,538	戸 -	戸 24,193	戸 23,359	か所 1,303	か所 1,223	か所 1,103	か所 -	丁 3,857	丁 10,651	か所 -	隻 -	枕崎台風
S25. 9.14	"	28.1	144.4	1	1	-	66	403	-	4,592	23,505	174	141	29	-	34	3,595	1	23	キジヤ台風
S26.10.15	"	33.9	260.3	132	361	34	716	1,267	1,679	5,726	17,863	1,567	3,039	554	487	3,470	1,568	15	1,371	ルース台風
S28. 6. 4 ~ 6. 7	"	13.2	239.7	2	-	-	13	13	13	58	909	117	171	42	134	28	1,807	-	9	
S28. 7.16 ~ 7.22	梅雨	9.4	181.8	-	1	-	3	3	2	70	410	253	230	119	972	457	5,034	14	-	
S29. 9.13 ~ 9.14	台風	26.2	167.0	2	9	-	30	331	447	10,509	22,912	93	314	5	5	813	4,862	-	33	ジェーン台風
S35. 7. 7 ~ 7. 8	梅雨	8.9	144.2	18	27	-	39	48	88	763	8,081	267	645	164	495	865	11,162	16	-	
S39. 6.24 ~ 6.27	"	9.7	269.0	7	20	-	5	13	2	47	4,264	328	230	-	-	344	-	-	-	
S40. 6.18 ~ 6.21	"	5.7	291.0	17	28	-	33	82	53	4,353	34,741	1,077	397	85	-	154	-	39	-	
S42. 7. 7 ~ 7. 9	"	6.0	198.5	159	231	-	532	701	643	4,898	32,910	1,715	1,065	108	-	93	-	110	25	呉地区集中豪雨
S44. 6.28 ~ 7. 8	"	-	511.0	7	21	-	23	37	133	595	10,237	827	924	13	317	44	6,371	8	-	
S47. 7. 9 ~ 7.14	"	6.7	552.0	35	105	4	349	2,170	486	5,169	11,031	7,360	4,637	313	950	169 か所		189	1	三次 564mm
S47. 8.20 ~ 8.21	低気圧	9.5	206.0	2	9	-	16	19	60	512	4,950	8,703	5,696	332	1,220	714 か所		18	-	
S51. 9. 8 ~ 9.13	台風前線	21.5	457.0	16	29	-	29	35	123	321	6,353	3,219	2,828	22	-	81.56ha		40	-	
S54. 6.26 ~ 7. 2	梅雨	-	422.0	1	5	-	5	7	93	152	3,201	2,552	1,494	18	494	141ha		25	-	
S56. 6. 25 ~ 7. 4	"	-	618.0	4	11	-	2	5	55	22	902	1,823	1,570	4	2	652.1ha		50	-	江田島町、呉市山崩れ
S58. 7.20 ~ 7.23	"	-	518.0	-	2	-	8	3	14	73	538	2,857	1,274	19	-	201ha		8	-	昭和58年7月豪雨
S60. 6.21 ~ 7. 6	"	-	1,080.0	2	3	-	6	20	56	441	3,119	4,594	2,731	12	-	184 ha	14 ha	75	-	
S63. 7.20 ~ 7.21	"	-	276.0	14	11	-	38	20	15	72	459	304	219	7	59	29.39ha		21	33	
H 3. 9.27 ~ 9.28	台風	36.0	182.0	6	49	-	50	442	22,661	3,005	9,162	23	160	2	3	38 か所		88	668	台風第19号
H 5. 6.28 ~ 7. 5	梅雨	-	142.0	4	1	-	1	1	14	5	285	667	619	3	2	36.00ha		4	-	
H11. 6.24 ~ 7. 3	"	-	446.0	31	59	1	101	68	300	1,284	2,763	1,767	963	18	-	2,638 か所		62	-	平成11年6月29日梅雨前線豪雨
H11. 9.23 ~ 9.24	台風	32.1	145.0	5	60	-	2	7	1,296	141	1,033	206	160	2	-	178 か所		66	-	台風18号
H13. 3.24	地震	-	-	1	193	-	49	344	33,609	-	-	53	704	8	-	-		-	-	平成13年芸予地震マグニチュード6.7最大震度6弱
H16. 8.30 ~ 8.31	台風	18.0	164.0	-	9	-	1	4	88	1,379	5,799	61	61	-	-	11.48ha		-	-	台風16号
H16.9.7 ~ 9.8	"	33.3	154.0	5	142	-	27	204	16,582	860	3,128	65	140	-	-	6.60ha		-	-	台風18号
H17.9.6 ~ 9.7	"	19.3	346.0	-	13	-	7	75	135	240	1,741	469	275	6	-	55.36ha		-	-	台風14号
H18.7.14 ~ 7.21	梅雨	-	175.0	-	-	-	-	-	3	4	100	465	209	-	-	90.82ha		3	-	梅雨前線豪雨
H18.9.16 ~ 9.18	台風	21.5	259.0	1	7	1	4	8	37	76	419	462	214	9	-	88.25ha		-	-	台風13号
H21.7.19 ~ 7.27	梅雨	-	187.5	1	4	-	3	-	17	29	271	274	167	1	-	13.16ha		11	-	梅雨前線豪雨
H22.7.11 ~ 7.16	梅雨	-	516.0	5	6	-	19	35	72	254	1,407	831	413	3	-	82.87ha		39	-	梅雨前線豪雨
H26.8.19 ~ 8.21	低気圧	-	287.0	74	69	-	179	217	190	1,086	3,097	395	162	-	1	15.94ha		-	-	
H30.7.5 ~ 7.8	梅雨	-	676.0	133	146	5	1,157	3,618	2,155	3,165	5,837	2,823	6,279	158	1,970	1,245.63ha		362	7	梅雨前線豪雨

＝ 第 1 2 章 公共用地・土地収用 ＝



二河川支川 21 災害関連緊急砂防事業（安芸郡熊野町川角五丁目）

1 公共用地の取得

(1) 必要性

活力ある県土の構築と安全で快適な環境づくりを推進していくためには、道路・港湾等の事業による交通体系の整備、治水・砂防等の事業による県土の保全、下水道・公園事業による住環境などの安定を図る整備が必要である。こうした事業を実施していくためには、公共用地の取得等が不可欠である。

(2) 事務の概要

公共用地取得等の事務は、必要な事業計画の周知を図り、土地等の権利者との交渉を行って、契約等の手続きを経て、土地等を事業用地として取得又は使用する事務である。

国では、土地等を取得又は使用する場合の取扱いを統一するため、昭和37年に「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」が閣議決定された。

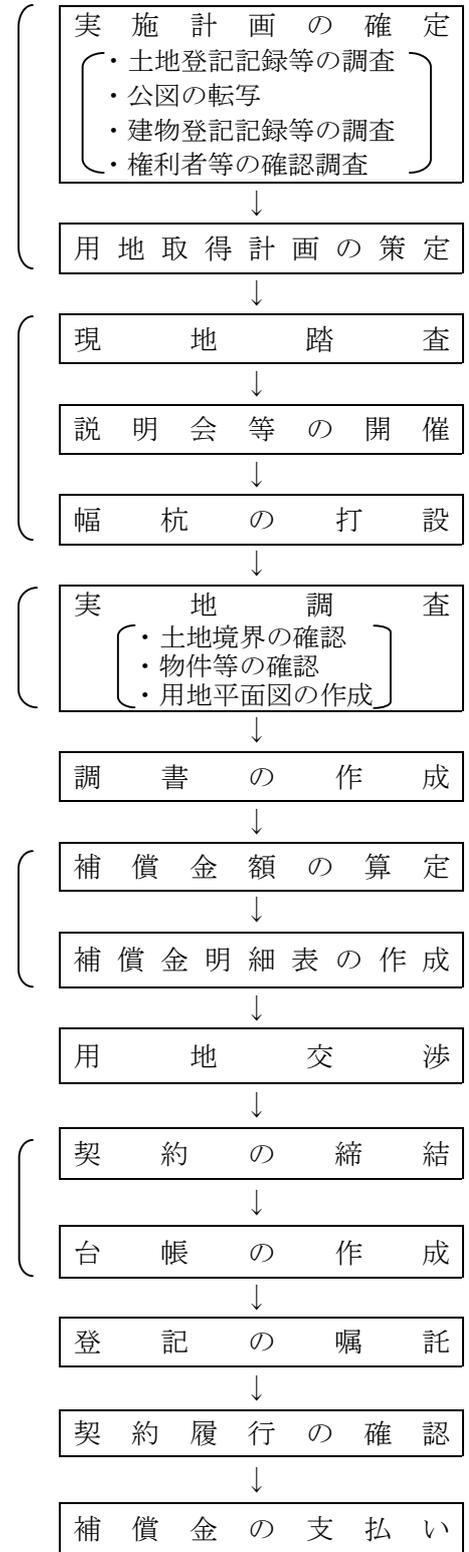
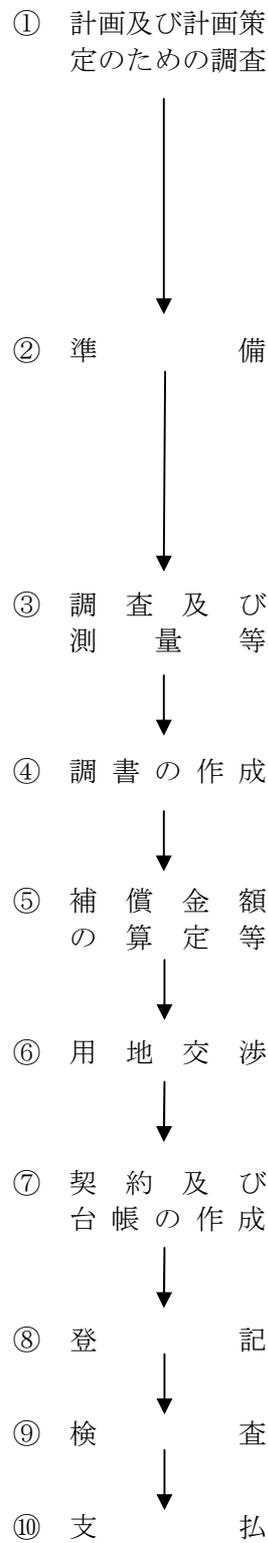
本県においても、この要綱に従い「広島県の施行する公共事業に伴う損失補償基準」を制定し、損失補償の方法、補償額算定の時期、土地等の取得又は使用に係る補償及びこれに伴い通常生ずる損失の補償に関する規定を設けて、これに基づき用地取得事務の適正な執行に努めているところである。

(3) 取得促進の方策

「公共用地取得促進プログラム」（平成18年3月制定）を定め、事業効果の早期発現と説明責任の向上を図りながら計画的かつ積極的な用地取得に努めるとともに、先行取得制度の活用を図りながら、用地保有量の適正な確保等に積極的に取り組んでいる。

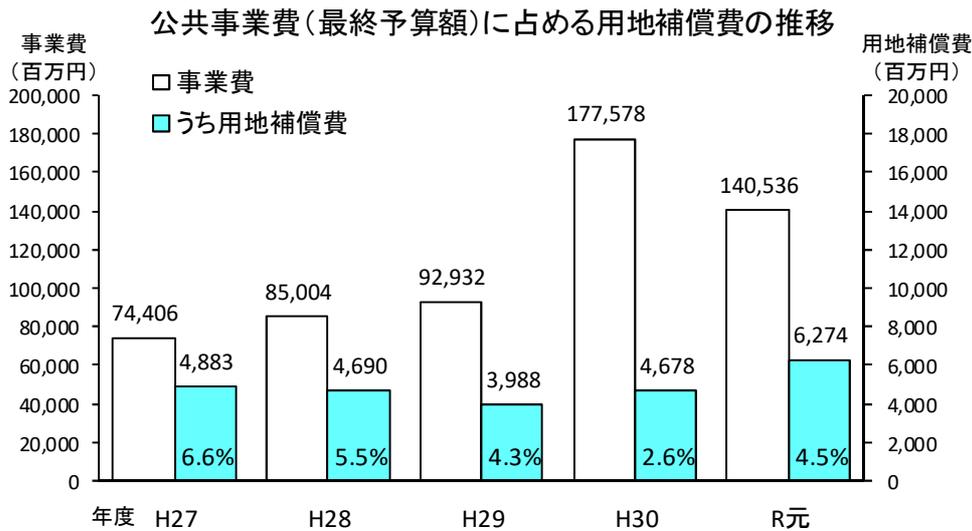
(参考) 用地取得の手順

公共事業のための用地取得は、次のような手順で進めている。



2 公共事業における用地取得実績

用地費及び補償費						
年度	用地取得箇所数	用地費		補償費		計(千円)
		取得面積(m ²)	金額(千円)	物件件数(建物)(件)	金額(千円)	
H27	347	344,365	1,628,586	651(93)	3,254,901	4,883,487
H28	360	445,384	1,704,323	546(81)	2,986,196	4,690,519
H29	326	320,074	1,324,307	463(57)	2,664,200	3,988,507
H30	311	269,802	1,089,586	373(89)	3,588,764	4,678,350
R元	443	582,997	2,103,420	475(60)	4,170,813	6,274,233



3 土地収用制度の活用

公共事業を円滑に推進するために、公共用地の取得に伴い必要に応じて、土地収用制度を活用している。この制度は、大きく分けて次の二つの手続きがある。

(1) 事業認定

国土交通大臣又は都道府県知事が、事業が真に公共のためになるものであること等を確認し、起業者に対して、土地を収用し、又は使用することができるという地位を付与する制度

- 大臣が認定する事業 : 主に国又は都道府県等が起業者である事業
- 知事が認定する事業 : 主に市町等が起業者である事業

令和元年度における事業認定

- ・大臣認定(起業者:広島県) 該当事業なし
- ・知事認定(起業者:市町等) 次表のとおり

事業名	起業者	種別	事業認定告示年月日
広島市沼田合同庁舎駐車場敷地保全事業	広島市	32	元. 11. 28

(注) 種別は、土地収用法第3条の各号のうち、該当する号を記載。

(2) 裁決

収用委員会が、私有財産に対する正当な補償を定め、土地等の収用又は使用を決定する制度
令和元年度における裁決申請実績なし

第13章 建設業



(上) 女性技術者との交流会



(左) ひろしま建設フェア 2019

(下) 建築科学学生向け現場見学会



1 建設産業の課題に対する取組

建設産業は、これまで県民生活に欠くことのできない住宅・商業施設の整備や、生産・物流等の経済活動に不可欠な社会資本整備の担い手として、また、地域経済、特に中山間地域においては、経済・雇用を支える重要な産業として大きな役割を果たしてきた。

また、県民が道路などの公共土木施設を安全で快適に利用できるよう、道路維持業務や除雪などの社会資本の適正な維持管理の担い手としても活躍してきた。

さらに、大雨や地震などの災害発生時には、地域に精通した建設事業者が応急復旧などの迅速な対応を行ってきており、戦後最大級の被害をもたらした平成30年7月豪雨災害において、その重要性が改めて認識されたところである。

しかしながら、建設産業は、厳しい経営環境に置かれており、かつて拡大を続けていた建設投資は、県内では平成3年度にピークを迎えた後に減少を続け、平成20年度以降はピーク時の5割を下回っている。

また、建設産業は、高齢化が進み、若年者等の入職者も少ないことから、技術者や技能労働者などの建設産業従事者が不足し、施工体制の弱体化などが懸念されている。

こうしたことから、県内においても、将来的には、地域によっては「社会資本整備の担い手」の空白地帯が発生し、地域経済や県民の安心で安全な生活に支障が出るのが懸念されている。

本県では、「社会資本未来プラン」の関連計画として平成23年度に策定した「広島県建設産業ビジョン2011」及び「入札契約制度中期計画」の計画期間の満了に伴い、新たに「広島県建設産業ビジョン2016」を策定し、将来にわたって「地域における社会資本整備の担い手が確保されつづけている状態」に向けて具体的な取組を実施していくこととしている。

(1) 建設業の担い手確保・育成の推進

令和元年度の建設業の担い手の確保・育成策については次のとおりである。

ア 学生向け魅力発信・就職支援の取組

(ア) 建設企業ガイダンス

土木系学科及び建築学科に所属する就職活動間近の高校生を対象に、建設企業ガイダンスを開催。

(イ) 土木系学生向け説明会

土木系高校等において、若手技術者との意見交換や工事現場見学を通じた説明会を開催。

(ロ) 建築科学生向け現場見学会

建築科の学科を対象とし、工事現場見学を開催。

(ハ) 高校生資格取得支援

2級土木施工管理技士資格取得支援の受験講座を開催。

(ニ) 女子学生と女性技術者との交流会

女子学生を対象に、女性技術者との交流会を開催。

イ 小中学生等向け魅力発信の取組

(ア) ひろしま建設フェア2019

広島市内において、業界団体と連携した体験型イベントを開催。

(イ) 小中学校出前講座・現場見学会

公共事業や建設業のイメージアップや理解浸透のため、小中学校出前講座を開催。

(ロ) 図書館での建設業魅力発信展示

主に子供向けの資料の配布や展示、建設重機や土木構造物、建築物等の魅力に関する図書の巡回展示を、広島市内の図書館で実施。

(エ) **建設業魅力発信新聞の配布**

県内の中学生に、建設業や工業高校の魅力を紹介する新聞を配布。

ウ **建設業における人材確保育成の取組**

(7) **若手技術者セミナー**

若年者の離職対策として、県西部で若手技術者セミナーを開催。

(イ) **技術者育成セミナー**

中山間地域での担い手確保に向けた取組として、技術者育成セミナーを開催。

(2) **入札・契約制度の改善**

令和2年度の建設工事等に係る入札・契約制度の主な改正については、次のとおりである。

ア **担い手の確保の取組**

(7) **週休2日交替制モデル工事の導入**

技術者等の休日日数で週休2日に取り組み「週休2日交替制モデル工事」を「受注者希望型」で導入。

イ **生産性向上を図るための取組**

(7) **CIM推進モデル業務の試行拡大**

地質調査や橋梁等の構造物設計業務について、3次元モデルと各部材等の属性情報を組み合わせた業務（CIMモデル）を実施。

(イ) **ICT活用工事（土工）の試行開始**

土木工事において、施工プロセスの全ての段階に情報通信技術（ICT）を取り入れる「ICT活用工事（土工）」の試行を実施。

2 **建設業の許可**

建設業の健全な発展を促進し、適正な建設工事を確保するため、昭和24年に建設業法が制定され、同法の規定に基づき、一定規模以上*の建設工事を請け負うことを営業とする者は、建設業の許可を受けなければならないこととされている。

(※一定規模以上=1件の請負工事の規模が、①建築一式工事では請負代金1,500万円以上又は延べ面積150㎡以上の木造住宅工事、又は②建築一式工事以外では請負代金500万円以上の工事)

各年度末における建設業許可業者数及び年間許可申請処理件数の推移は、次のとおりである。

建設業許可業者数の推移

(単位: 者)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
知事許可業者	11,360	11,332	11,327	11,413	11,524
県内大臣許可業者	260	271	268	271	265
合 計	11,620	11,603	11,595	11,684	11,789

年間許可申請処理件数（知事許可）

(単位: 件)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新 規	482	510	510	393	460
業種追加	184	434	466	447	474
更 新	2,415	2,583	2,337	999	1,563
合 計	3,081	3,527	3,313	1,839	2,497

事務所別建設業許可業者数及び建設業許可申請処理件数

(令和2年3月31日現在)

事務所別	許可業者数			許可申請処理件数	
	知事許可業者	県内大臣許可業者	合計	知事許可業者	県内大臣許可業者
西部建設事務所	6,567 (6,481)	175 (179)	6,742 (6,660)	1,437 (1,034)	47 (55)
〃 呉支所	822 (815)	13 (13)	835 (828)	192 (149)	7 (3)
〃 東広島支所	738 (731)	14 (15)	752 (746)	167 (141)	3 (2)
東部建設事務所	3,038 (3,025)	59 (60)	3,097 (3,085)	629 (461)	14 (17)
北部建設事務所	359 (361)	4 (4)	363 (365)	72 (54)	1 (2)
合計	11,524 (11,413)	265 (271)	11,789 (11,684)	2,497 (1,839)	72 (79)

(注) 1 () は、平成31年3月31日現在の数である。

2 県内大臣許可申請処理件数については、国土交通大臣に係る法定受託事務として処理(経由)した件数である。

3 経営に関する事項の審査

経営事項審査は、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事を発注者から直接請負おうとする建設業者に対して受けることが義務付けられている審査で、公共工事に参加する建設業者の企業力を経営規模等により適正に評価するための制度である。

平成30年度の改正では、建設産業における社会保険の加入促進に向けた取組の一環として、社会保険未加入企業等への減点措置の厳格化が図られることとなった。また、地域力の強化の観点から、防災活動への貢献の状況の加点幅の拡大及び建設機械の保有状況の加点方法の見直しが行われた。

なお、令和元年度における審査件数は、次のとおりである。

経営事項審査件数

(令和2年3月31日現在)

事務所別	知事許可業者	大臣許可業者
西部建設事務所	1,260	99
〃 呉支所	329	9
〃 東広島支所	248	8
東部建設事務所	946	39
北部建設事務所	151	3
合計	2,934	158

(注) 大臣許可業者審査件数については、国土交通大臣に係る法定受託事務として処理(経由)した件数である。

4 入札参加資格審査

県が発注する建設工事等の競争入札等に参加しようとする建設業者に係る入札参加資格申請については、隔年で受け付けており、令和元・2年度分については、平成30年11月に受付を行い、令和元年5月、7月、10月及び令和2年2月、5月、9月に追加の受付を行う。資格認定は、各業者の経営事項審査結果(客観的事項)と県工事成績、県の指名除外等の状況(主観的事項)を総合して行っており、一部の業種を除き業種ごとに3~4の等級に区分し、これを発注の標準とする請負対象設計金額と対応させて定めている。

一方、測量・建設コンサルタント等業務の委託契約の競争入札等に参加しようとする業者についても、建設工事等と同様に隔年で入札参加資格申請を受け付けている。資格認定は、業務実績高や技術者の状況等(客観的事項)と県の指名除外等の状況(主観的事項)を総合して行っており、その他業

務を除き分野ごとに3つの等級に区分し、これを発注の標準とする設計金額と対応させて定めている。
令和2年3月31日現在における資格認定者数は、次のとおりである。

建設工事等入札参加資格認定状況 (令和2年3月31日 現在)

	入札参加資格認定者数		
	建設工事等		コンサルタント等
	知事許可業者	大臣許可業者	
県内	2,080	134	347
県外	67	589	468
合計	2,147	723	815

(注)「県内」、「県外」については、建設工事等は主たる営業所、コンサルタント等は登録簿上の本店の所在地により区分している。

5 建設工事の紛争処理

建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、広島県建設工事紛争審査会を設けその処理に当たるとともに各種建設工事の紛争相談に応じている。

なお、令和元年度に広島県建設工事紛争審査会において処理した件数は、次のとおりである。

建設工事紛争取扱件数 (単位：件)

年度	手続	前年度 繰越件数 (A)	当年度 申請件数 (B)	当年度 取扱件数 (A+B)	当年度 終了件数 (C)	未処理 件数 (A+B-C)	審理開催 回数
令和元	あっせん	0	1	1	1	0	0
	調停	0	1	1	1	0	3
	仲裁	0	0	0	0	0	0
	合計	0	2	2	2	0	3

6 建設機械の打刻及び検認

建設機械抵当法に基づき、建設機械に関する動産信用の増進により建設工事の機械化の促進を図るため建設機械に打刻し、また、打刻の検認事務を行っている。(令和元年度：実績無し)

7 浄化槽工事業の届出・登録

昭和60年10月に浄化槽法が施行され、浄化槽工事業を営む者(浄化槽工事業者という。)は都道府県知事への登録が義務付けられた。

また、建設業法に基づき、土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている建設業者で浄化槽工事業を営む者(特例浄化槽工事業者という。)は、登録にかえて届出が義務付けられた。

なお、浄化槽工事業者・特例浄化槽工事業者数の推移は、次のとおりである。

浄化槽工事業者・特例浄化槽工事業者数の推移 (単位：者)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
浄化槽工事業者	県内	83	82	85	79	75
	県外	1	1	1	1	0
	合計	84	83	86	80	75
特例浄化槽工事業者	県内	682	665	669	629	635
	県外	92	91	96	81	80
	合計	774	756	765	710	715

8 解体工事業者の登録

建設廃棄物の適正な処置を目的として、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が平成12年5月に制定され、平成13年5月からは、同法の規定に基づき解体工事業を営む者（建設業法に基づき、土木工事業、建築工事業及び解体工事業のいずれかの建設業許可を有する者を除く。）は、都道府県知事への登録が義務付けられた。

なお、解体工事業の登録業者数の推移は、次のとおりである。

解体工事業の登録業者数

（単位：者）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
県内	137	147	154	180	221
県外	7	6	7	7	13
合計	144	153	161	187	234

9 建設工事の統計調査

建設工事及び建設業の実態を把握するため行うもので、国の基幹統計として建設工事受注動態統計調査（毎月1回）及び建設工事施工統計調査（年1回）を実施している。

【 参 考 资 料 】

1 令和元年度土木建築局関係事業負担率表

【令和元年度以前の債務負担行為の歳出化については、その年度の負担率を適用】

(1) 道路事業

事業名			区分	負担区分		
				国	県	地元
道路改良費	国道	一次一般	補助	5.5/10 《5.0/10, 5.5/10》 {4.5/10}	4.5/10 《5.0/10, 4.5/10》 {5.5/10}	—
		二次 <small>下記以外の都市計画決定済で4車線以上のもの</small>		5.5/10 《5.0/10, 5.5/10》 {4.5/10}	4.5/10 《5.0/10, 4.5/10》 {5.5/10}	—
		水特		1/2 《5.5/10》 {4.5/10}	1/2 《4.5/10》 {5.5/10}	—
		離島		3/4, 2/3, 6/10	1/4, 1/3, 4/10	—
	地方道	一般		1/2 (5.5/10) 《5.0/10, 5.5/10》 {4.5/10}	1/2 (4.5/10) 《5.0/10, 4.5/10》 {5.5/10}	—
		水特		3/4, 2/3, 6/10, 5.5/10	1/4, 1/3, 4/10, 4.5/10	—
		離島		5.5/10 (6/10) [2/3] 《6/10》	4.5/10 (4/10) [1/3] 《4/10》	—
		半島		5.5/10	4.5/10	—
特殊改良費	国道	一般	補助	15/30	13/30	2/30
		離島		15/30	14/30	1/30
	地方道	一般		15/30	13/30	2/30
		離島		15/30	14/30	1/30
自転車道整備費	地方道	補助	1/2	1/2	—	
凍雪害防止費	国道・地方道	補助	6/10	4/10	—	
防雪費	国道・地方道	補助	6/10	4/10	—	
道路災害防除費	国道・地方道	補助	5.5/10 《1/2》	4.5/10 《1/2》	—	
除雪費	作業・機械	補助	2/3 《2/3》	1/3 《1/3》	—	
交通安全施設費	一般	補助	1/2 《5.5/10》	1/2 《4.5/10》	—	
	離島		1/2 《6/10》	1/2 《4/10》	—	
無電柱化推進事業費	国道・地方道	補助	1/2	1/2	—	
道路メンテナンス事業費	国道・地方道	補助	5.5/10	4.5/10	—	
土砂災害対策道路事業費	国道・地方道	補助	5.5/10	4.5/10	—	
交通安全施設費		単独	—	10/10	—	
道路改良費		単独	—	9/10	1/10	
道路舗装費		単独	—	9/10	1/10	
橋梁架換費		単独	—	14/15	1/15	
直轄国道改修費等負担金	高速自動車国道建設費		直轄	3/4	1/4	—
	新設・改築			2/3 【7/10】	1/3 【3/10】	—
	交通安全	一 種		2/3	1/3	—
		二 種		1/2	1/2	—
	沿道環境	改 築		2/3	1/3	—
	電線共同溝			1/2	1/2	—
災害		2/3	1/3	—		

注) 道路事業の()は、地域高規格道路及び基幹道について適用する。[]は、離島架橋について適用する。
 《 》は、広域連携事業を除く交付金事業について適用する。
 { }は、交付金事業のうち広域連携事業について適用する。【 】は、高規格幹線道路について適用する。

(2) 河川事業

事業名		区分	負担区分				
			国	県	地元		
河川改修費	広域河川改修	補助	1/2	1/2	—		
	総合流域防災	補助	1/2	1/2	—		
	特定構造物改築	補助	1/2	1/2	—		
	住宅市街地盤整備	補助	1/2	1/2	—		
都市小河川改修費	都市基盤河川改修	市町施行 補助	1/3	1/3	1/3		
河川環境整備費	統合河川環境整備	河川指定地域	補助	1/2	—		
		河川一般地域	補助	1/3	2/3		
	河川利用推進	河川県施行	補助	1/3	2/3		
		河川市町施行	補助	1/3	1/3		
	総合流域防災	補助	1/2	1/2	—		
高潮対策費	地震・高潮対策河川	補助	1/2	1/2	—		
流域治水対策事業	流域治水対策事業	補助	1/2	1/2	—		
河川工作物対策事業費	応急対策事業	補助	1/2	1/2	—		
河川情報基盤緊急整備事業費	総合流域防災	補助	1/2	1/2	—		
宅地等水防対策事業費	土地利用一体型水防災	補助	1/2	1/2	—		
河川災害復旧等関連緊急事業費	災害復旧助成	補助	1/2	1/2	—		
河川災害関連事業費	災害復旧助成	補助	1/2	1/2	—		
	災害関連	補助	1/2	1/2	—		
河川等災害特定関連事業費		補助	1/2	1/2	—		
河川等災害関連特別対策事業費		補助	4/10	6/10	—		
河川総合開発事業費	河川総合開発	補助	1/2	1/2	—		
	治水ダム建設	補助	1/2	1/2	—		
堰堤改良費	ダム施設改良	補助	1/2	1/2	—		
	堰堤改良	河道・貯水池	補助	1/3	2/3		
		その他	補助	4/10	6/10		
	総合流域防災	情報基盤	補助	1/2	1/2		
河川改良費		単独	—	10/10	—		
直轄河川改修費等負担金	改修	大規模		7/10	3/10	—	
		その他		2/3	1/3	—	
	建設機械	改修・その他			2/3	1/3	—
					7/10	3/10	—
	特定構造物	河川工事	直轄	2/3	1/3	—	
	都市水環境整備	河川調査		1/2	1/2	—	
	行政	河川管		5.5/10	4.5/10	—	
災害					—		

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(3) 砂防事業

事業名			区分	負担区分			
				国	県	地元	
通常砂防費 (個別・総合流域防災)	通常・ 住宅関連		補助	1/2	1/2	—	
離島振興事業(総合流域防災)			補助	1/2	1/2	—	
地すべり対策事業 (個別・総合流域防災)		溪流	補助	1/2	1/2	—	
		一般		1/2	1/2	—	
急傾斜地崩壊 対策事業費 (個別・総合流域 防災)	公共施設 関連	大規模斜面 緊急改築	補助	9.5/20	9.5/20	1/20	
		その他		4.5/10	4.5/10	1/10	
	一般	大規模斜面 緊急改築		4.5/10	4.5/10	1/10	
		その他		2/5	2/5	1/5	
事業間 連携 砂防等 事業	砂防・地すべり		補助	1/2	1/2	—	
	急傾斜	公共施設 関連		大規模斜面	9.5/20	9.5/20	1/20
				その他	4.5/10	4.5/10	1/10
		一般		大規模斜面	4.5/10	4.5/10	1/10
				その他	2/5	2/5	1/5
大規模 更新 砂防等 事業	砂防・地すべり		補助	1/2	1/2	—	
	急傾斜	公共施設 関連		9.5/20	9.5/20	1/20	
		一般		4.5/10	4.5/10	1/10	
通常砂防事業(情報基盤)			補助	1/2	1/2	—	
地すべり対策事業(情報基盤)			補助	1/2	1/2	—	
急傾斜地崩壊対策事業(情報基盤)			補助	1/2	1/2	—	
砂防基礎調査費(総合流域防災)			補助	1/3	2/3	—	
急傾斜地基礎調査費(総合流域防災)			補助	1/3	2/3	—	
地すべり基礎調査費(総合流域防災)			補助	1/3	2/3	—	
災害関連緊急砂防事業費			補助	2/3	1/3	—	
災害関連緊急 地すべり対策 事業費		溪流	補助	2/3	1/3	—	
		一般		1/2	1/2	—	
災害関連緊急 急傾斜地崩壊 対策事業費	公共施設 関連	大規模斜面	補助	9.5/20(19.5/40)	9.5/20(19.5/40)	1/20(1/40)	
		その他		4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)	
	一般	大規模斜面		4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)	
		その他		2/5(4.5/10)	2/5(4.5/10)	1/5(1/10)	
災害関連緊急 傾斜崩壊対策 特別事業費	公共施設 関連	大規模斜面	補助	9.5/20(19.5/40)	9.5/20(19.5/40)	1/20(1/40)	
		その他		4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)	
	一般	大規模斜面		4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)	
		その他		2/5(4.5/10)	2/5(4.5/10)	1/5(1/10)	
砂防激甚災害対策特別緊急事業費			補助	5.5/10	4.5/10	—	
雪崩対策事業費(総合流域防災)			補助	1/2	1/2	—	
特定緊急砂防事業費			補助	1/2	1/2	—	
特定緊急地すべり対策事業費			補助	1/2	1/2	—	
通常砂防費			単独	—	10/10	—	
地すべり対策事業			単独	—	10/10	—	
急傾斜地崩壊 対策 事業費	通常事業・緊急改築事業 災害関連 地域防災 がけ崩れ	政令市	単独	—	1/2	1/2	
		不交付団体		—	5/10	5/10	
		その他		—	6.25/10	3.75/10	
		その他		—	7.5/10	2.5/10	
		その他		—	2/3	1/3	
直轄砂防事業			直轄	2/3	1/3	—	

注) 砂防事業の()は、崩壊により家屋が半壊以上の被害があるものについて適用
 地域防災がけ崩れ対策事業で、政令市・不交付団体については、別の負担率を適用
 注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(4) 海岸事業

事業名			区分	負担区分			
				国	県	地元	
高潮対策事業	—	一般	補助	5/10	4/10	1/10	
		離島		11/20	8/20	1/20	
		老朽化対策緊急(一般)		5/10	4/10	1/10	
		老朽化対策緊急(離島)		11/20	8/20	1/20	
海岸環境整備事業	—	一般	補助	10/30	17/30	3/30	
		離島		10/30	18.5/30	1.5/30	
港湾海岸保全施設事業	—	一般	補助	広島港	2/5	5/10	1/10
				その他	1/2	4/10	1/10
		離島		11/20	8/20	1/20	
				老朽化対策緊急	5/10	4/10	1/10
港湾海岸環境整備事業	—	一般	補助	1/3	17/30	3/30	
		離島		1/3	18.5/30	1.5/30	
港湾海岸災害関連事業	—	一般	補助	5/10	5/10	—	
		離島		11/20	9/20	—	
直轄海岸保全施設整備費負担金			直轄	2/3	1/3	—	

(5) 港湾事業

事業名			区分	負担区分			
				国	県	地元	
港湾改修事業	国際拠点・重要	-5.5m以下の小型係留施設関連	補助	4/10	3.5/10	2.5/10	
		その他		5/10	2.5/10	2.5/10	
	地方	—	一般	補助	4/10	3.5/10	2.5/10
			離島		水域・外郭係留・臨港交通施設	8/10	2/10
	局部改良	—	一般	補助	6/10	3/10	1/10
			離島		1/3	5/12	3/12
港湾環境整備事業	緑地	—	補助	一般	5/10	1/4	1/4
				上用地	1/3	5/12	3/12
		産業廃棄物(一般廃棄物)		2.5/10	2/4	1/4	
		埋立護岸		5/10	2.5/10	2.5/10	
		海域環境創造		1/3	2/3	—	
沈廃船処理			補助	5/10	2.5/10	2.5/10	
効果促進事業			補助	5/10	2.5/10	2.5/10	
港湾補修事業	—	一般	補助	1/3	2/3	—	
		離島		5/10	5/10	—	
長寿命化計画策定事業	—	一般	補助	1/3	2/3	—	
		離島		1/3	2/3	—	
地方創生港整備推進交付金事業	—	一般	補助	4/10	3.5/10	2.5/10	
		離島		水域・外郭係留・臨港交通施設	8/10	2/10	—
港湾改良事業	—	一般	補助	6/10	3/10	1/10	
			単独	—	2/3	1/3	
港湾災害関連事業			補助	5/10	5/10	—	
直轄港湾改修費等負担金	—	一般	直轄	岸壁・泊地	5.5/10	4.5/10	—
				航路	2/3	1/3	—

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(6) 漁港事業

事業名			区分	負担区分			
				国	県	地元	
水産流通基盤整備事業 水産物供給基盤機能保全事業 漁港施設機能強化事業 水産生産基盤整備事業 漁港機能増進事業	本土	二種	補助	5/10	3/10	2/10	
		三種		外かく、水域施設	5/10	3/10	2/10
				けい留輸送用地	5/10	2.5/10	2.5/10
	離島	外かく、水域施設		8/10	2/10	—	
		けい留		6/10	3/10	1/10	
		輸送、用地		5.5/10	4/10	0.5/10	
漁業集落環境整備事業	漁港集落排水施設設備を除く		補助	(間接補助) 5/10		5/10	
	漁業集落排水施設整備 ※下水道事業債として起債充当される施設			(間接補助) 5/10	(県費補助) 0.1/10 (交付金) 0.9/10	4.0/10	
	地方創生汚水処理施設整備 推進交付金			(直接補助) 5/10	(交付金) 1/10	4.0/10	
漁港環境整備事業	本土	一般	補助	5/10	3/10	2/10	
		市町補助		(間接補助) 1/2	—	1/2	
	離島	一般	補助	5/10	4/10	1/10	
		市町補助		(間接補助) 1/2	—	1/2	
漁港海岸保全施設整備事業 (高潮)	一般	補助	5/10	4/10	1/10		
	離島		5.5/10	4/10	0.5/10		
漁港海岸保全施設整備事業 (老朽化)	一般		5/10	4/10	1/10		
	離島		5.5/10	4/10	0.5/10		
漁港海岸環境整備事業	環境整備		一般	10/30	17/30	3/30	
	離島		10/30	18.5/30	1.5/30		
地方創生港整備推進 交付金事業	本土		補助	5/10	3/10	2/10	
	離島	外かく、水域施設		8/10	2/10	—	
		けい留		6/10	3/10	1/10	
		輸送、用地		5.5/10	4/10	0.5/10	
漁港改良事業			単独	—	2/3	1/3	
市町指導監督費				1/2	1/2	—	
災害復旧事業	一般		補助	0.667	0.333	—	
	離島			0.8	0.2	—	
単復旧災害事業			単独	—	10/10	—	

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(7) 都市計画事業

事業名	区分	負担区分			
		国	県	地元	
公共団体土地区画整理事業	補助	1/2(5.5/10)	—	1/2(4.5/10)	
街路事業	補助	道路改築	16.5/30	11.5/30	2/30
		連続立体交差橋梁整備	16.5/30	9.5/30(11.5/30)	4/30(2/30)
		踏切除却・改良	16.5/30	11.5/30	2/30
		公共交通支援			
交通結節点改善 無電柱化推進					
街路事業	単独	—	9/10(26/30)	1/10(4/30)	
都市公園事業	補助	1/3	2/3	—	
都市公園事業	補助	1/2	1/2	—	
都市公園事業	単独	—	10/10	—	
直轄公園整備費負担	新設	2/3	1/3	—	
流域下水道事業	補助	処理場	4/6	1/6	1/6
		管渠等	3/6	1.5/6	1.5/6
公共関連単独流域下水道事業	補助	3/6	1.5/6	1.5/6	
都市再生土地区画整理事業	単独	—	1/2	1/2	
市町都市計画事業指導監督費	補助	1/2(1/3)	—	1/2(2/3)	
組合土地区画整理事業費	補助	10/10	—	—	
組合土地区画整理事業費	補助	1/2(5.5/10)	—	1/2(4.5/10)	
組合土地区画整理貸付事業費	貸付	1/2	—	1/2	
宅地耐震化推進事業	補助	1/2	—	1/2	

(8) 市街地再開発事業

事業名	区分	負担区分			
		国	県	地元	
市街地再開発事業費	補助	組合等施行	2/6	1/6	市町:1/6 組合等:2/6
		個人施行	2/6	1/6	市町:1/6 施行者:2/6
		指導監督	10/10	—	—

(9) 住宅事業

事業名	区分	負担区分		
		国	県	地元
住宅建設事業	補助	4.5/10(1/2)	5.5/10(1/2)	—
住宅建設事業費	補助	10/10	—	—
指導監督事務費	補助	10/10	—	—
住宅市街地総合整備事業指導監督事務費	補助	10/10	—	—
住宅市街地基盤整備事業指導監督事務費	補助	10/10	—	—
住宅・建築物耐震改修事業	補助	1/2(1/3)	—	1/2(2/3)
住宅・建築物アスベスト改修事業	補助	1/2	—	1/2
がけ地近接等危険住宅移転事業	補助	2/4	1/4	1/4
がけ地近接等危険住宅移転事業指導監督事務費	補助	10/10	—	—
狭あい道路整備等促進事業	補助	1/2	—	1/2

(10) 災害復旧事業

事業名	区分	負担区分			
		国	県	地元	
災害復旧事業費	補助	一般	0.667	0.333	—
		離島	0.8	0.2	—
市町指導監督事務費	単独	—	10/10	—	
査定設計委託費	補助	10/10	—	—	
	補助	1/2	1/2	—	

(11) 空港事業

事業名	区分	負担区分		
		国	県	地元
直轄空港建設費負担金	直轄	2/3	1/3×8/10	1/3×2/10
広島ヘリポート整備事業	補助	1/3	1/3	1/3
広島ヘリポート整備事業	単独	—	1/2	1/2

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

2 土木建築局の事務・権限移譲について

市町が住民に身近な事務を自己完結的に処理できるよう、事務・権限の移譲を、市町と協議のうえ、順次行っている。

事務事業移譲項目一覧表（土木建築局関係抜粋）

項目	事務内容	移譲対象市町
採石業に関する事務	採取計画の認可，災害防止緊急措置命令等	三次市 外 15 市町
砂利採取業に関する事務	採取計画の認可，災害防止緊急措置命令等	三次市 外 15 市町
開発行為等の規制	開発行為の許可，開発許可に係る建築制限等	三次市 外 5 市
宅地造成等の規制	宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成工事の許認可等	三次市 外 5 市
優良宅地造成の認定	優良住宅造成の認定，証明，証明書交付	三次市 外 5 市
土地区画整理事業	事業を施行する個人，組合等の事業計画等の認可，変更認可等	竹原市 外 12 市町
市街地再開発事業	個人施行者の施行の認可，組合の設立認可，事業計画の変更等	呉市 外 15 市町
都市緑地保全	特別緑地保全地区における標識の設置，行為の制限等	
屋外広告物	広告物の表示・設置の許可，更新許可，変更許可等（国県道の占用に係るもの）	三次市 外 19 市町
建築確認	建築物の建築等に関する確認検査，許可等	三次市 外 7 市
建築確認関連事務	浄化槽設置等の届出受理，変更命令等	
	住宅金融公庫資金貸付けに係る住宅等の工事審査	
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する届出の審査，助言，勧告，命令	
	建築士に関連した一般的な指導及び処分に係る事情聴取及び報告	
	優良住宅の申請受理，審査，認定	
道路・街路の整備，維持修繕	地域内で完結する県道の管理	三次市
	県道（国道に準ずるものを除く）に係る維持修繕	竹原市 外 16 市町
	県道に係る単県道路事業（国補と関連したもの等を除く。）	江田島市 外 15 市町
港湾・漁港の整備，維持及び管理	地域的に利用される地方港湾・漁港の占用許可等法令に基づく管理	大竹市，東広島市，江田島市
	地域的に利用される地方港湾・漁港の維持修繕	
	地域的に利用される地方港湾・漁港の施設整備	
	地域的に利用される地方港湾・漁港の災害復旧	
河川の整備，維持管理	市町の区域内で水系が完結する 2 級河川の維持修繕	江田島市 外 7 市町
	市町の区域内で水系が完結する 2 級河川の河川改良等の工事実施	江田島市 外 6 市町
砂防，急傾斜，地すべり	砂防指定地内の許認可等法令に基づく管理 急傾斜地崩壊危険区域の指定及び指定地内の許認可等法令に基づく管理 地すべり防止区域内の許認可等法令に基づく管理	広島市 外 19 市町
	急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕	
港湾海岸・漁港海岸の整備，維持及び管理	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全区域における占用許可，工事原因者への工事命令等法令に基づく管理	大竹市，東広島市，江田島市
	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全施設の維持修繕	
	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全施設の施設整備	
	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全施設の災害復旧	
建設海岸の整備，維持及び管理	海岸保全区域に係る占用許可，工事原因者への工事命令等法令に基づく管理	三原市，大崎上島町
	海岸保全区域に係る占用許可等日常的管理	
	海岸保全区域内の海岸保全施設の維持修繕	
	海岸保全区域内の海岸保全施設の施設整備	
	海岸保全区域内の海岸保全施設の災害復旧	
一般公共海岸の管理	一般公共海岸区域に係る占用許可等法令に基づく管理	

(注) については，法改正・管理者変更等が必要なもの。

3 土木建築局関係行政委員会等

(1) 行政委員会

名 称	広島県収用委員会
任 務	公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用並びに損失の補償等に関する裁決等を行う。
根 拠 法	土地収用法
構 成 等	委員 7 人及び予備委員で構成し、任命については県議会の同意を要する。
所 管 課	土木建築局 土木建築総務課

(2) 附属機関

- | | |
|-------|---------------------------------|
| ① 名 称 | 広島県公共事業評価監視委員会 |
| 任 務 | 知事の諮問に応じ、公共事業の事業評価について調査審議すること。 |
| 根 拠 法 | 広島県附属機関設置条例 |
| 構 成 等 | 公共事業の事業評価に関し識見を有する者 6 人以内で構成 |
| 所 管 課 | 土木建築局 土木建築総務課 |

- | | |
|-------|--|
| ② 名 称 | 広島県建設工事紛争審査会 |
| 任 務 | 建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るためのあつせん、調停及び仲裁を行う。このうち審査会の行った仲裁判断は、確定判決と同じ効力を有する。 |
| 根 拠 法 | 建設業法 |
| 構 成 等 | 人格高潔、識見の高い者（委員 15 人以内及び特別委員）で構成 |
| 所 管 課 | 土木建築局 土木建築総務課 |

- | | |
|-------|---|
| ③ 名 称 | 広島県漁業補償調停委員会 |
| 任 務 | 漁業補償に関して当事者間の公正な調整を図り、公共性の高い事業の円滑な推進と漁業従事者の生活再建に寄与する。 |
| 根 拠 法 | 広島県漁業補償調停委員会設置条例 |
| 構 成 等 | 学識経験を有する者 7 人以内で構成 |
| 所 管 課 | 土木建築局 土木建築総務課 |

- | | |
|-------|---|
| ④ 名 称 | 広島県公共工事入札監視委員会 |
| 任 務 | 県が発注する建設工事等の入札及び契約手続の運用状況等について調査審議することにより、入札・契約過程及び内容について、その透明性を確保する。 |
| 根 拠 法 | 広島県公共工事入札監視委員会設置条例 |
| 構 成 等 | 学識経験を有する者 5 人以内で構成 |
| 所 管 課 | 土木建築局 建設産業課 |

- | | |
|-------|---|
| ⑤ 名 称 | 広島県土地収用事業認定審議会 |
| 任 務 | 知事が事業認定に関する処分を行うとき、知事の諮問により事業認定の可否について調査審議し、意見を述べる。 |
| 根 拠 法 | 土地収用法 |
| 構 成 等 | 学識経験を有する者 7 人以内で構成 |
| 所 管 課 | 土木建築局 用地課 |

- ⑥ 名 称 広島県水防協議会
 任 務 広島県の水防計画その他水防に関する重要事項について調査審議し、及び関係機関に対する意見陳述を行う。
 根 拠 法 水防法
 構 成 等 会長 1 人並びに関係行政機関の職員、水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者からなる委員 15 人で構成
 所 管 課 土木建築局 道路河川管理課
- ⑦ 名 称 広島県海域利用審査会
 任 務 海域の活用及び保全に関する重要事項を調査審議する。また、海域の使用について知事が許可するに際し、知事の諮問に応じ、意見答申する。
 根 拠 法 広島県の海管理に関する条例
 構 成 等 学識経験を有する者 10 人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 港湾振興課
- ⑧ 名 称 広島県広島港地方港湾審議会
 任 務 広島港に関する重要事項の調査審議を行う。
 根 拠 法 港湾法
 構 成 等 学識経験のある者、港湾関係者、県議会及び関係市町議会の議員、国の関係行政機関の職員、県及び関係市町の職員計 30 人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 港湾漁港整備課
- ⑨ 名 称 広島県尾道糸崎港地方港湾審議会
 任 務 尾道糸崎港に関する重要事項の調査審議を行う。
 根 拠 法 港湾法
 構 成 等 学識経験のある者、港湾関係者、県議会及び関係市町議会の議員、国の関係行政機関の職員、県及び関係市町の職員計 25 人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 港湾漁港整備課
- ⑩ 名 称 広島県福山港地方港湾審議会
 任 務 福山港に関する重要事項の調査審議を行う。
 根 拠 法 港湾法
 構 成 等 学識経験のある者、港湾関係者、県議会及び関係市町議会の議員、国の関係行政機関の職員、県及び関係市町の職員計 20 人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 港湾漁港整備課
- ⑪ 名 称 広島県都市計画審議会
 任 務 都市計画法によりその権限に属させられた事項及び知事からの諮問事項を調査審議し、また関係行政機関に建議する。
 根 拠 法 都市計画法
 構 成 等 学識経験者、関係行政機関の職員、市町長の代表者、県議会議員、市町議会の議長の代表者をもって 30 人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 都市計画課

- ⑫ 名 称 広島県屋外広告物審議会
 任 務 知事の諮問に応じ、屋外広告物に関する重要事項を調査審議する。
 根 拠 法 広島県屋外広告物条例
 構 成 等 県関係吏員、県商工会議所連合会関係者、県観光連盟関係者、屋外広告物の広告業者、学識経験者をもって13人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 都市計画課
- ⑬ 名 称 広島県開発審査会
 任 務 開発行為等に関する処分若しくは不作為又は監督処分についての審査請求に対する裁決及び市街化調整区域における開発行為等で、知事が諮問した事項について審議する。
 根 拠 法 都市計画法
 構 成 等 法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関し、すぐれた経験と知識を有する者7人で構成
 所 管 課 土木建築局 都市環境整備課
- ⑭ 名 称 広島県建築審査会
 任 務 建築基準法に規定する同意及び審査請求に対する裁決についての議決、並びに特定行政庁の諮問に応じて重要事項を調査審議する。
 根 拠 法 建築基準法
 構 成 等 法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関し学識経験のあるもの7人で構成
 所 管 課 土木建築局 建築課
- ⑮ 名 称 広島県建築士審査会
 任 務 建築士法の規定に基づき、二級及び木造建築士試験に関する事務をつかさどるとともに、知事が行う処分のうち一定のものについての同意等同法によりその権限に属させられた事項を処理する。
 根 拠 法 建築士法
 構 成 等 建築士又は学識経験者をもって8人で構成
 所 管 課 土木建築局 建築課
- ⑯ 名 称 広島県県営住宅管理等審議会
 任 務 知事の諮問に応じ、県営住宅入居者の選考に関する事項のほか県営住宅等の整備及び管理に関する重要事項を調査審議する。
 根 拠 法 広島県県営住宅設置、整備及び管理条例
 構 成 等 県市町関係吏員、学識経験者、公益代表者若干名で構成
 所 管 課 土木建築局 住宅課
- ⑰ 名 称 広島県建築設計者選定委員会
 任 務 知事の諮問に応じ、県の発注する建築設計業務において、技術提案又は設計提案の内容等に基づき契約の相手方を選定するための審査をする。
 根 拠 法 広島県附属機関設置条例
 構 成 等 広島県職員、関係行政機関の職員、学識経験する者をもって30人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 営繕課

⑱	名 称	広島県土木建築局広島空港アクセス等情報システム公募型プロポーザル選定委員会
	任 務	知事の諮問に応じ、公募型プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関する事項について調査審議する。
	根 拠 法	広島県附属機関設置条例
	構 成 等	広島県職員, 空港アクセス及び空港運営に関する専門的知識を有する者をもって5人以内で構成
	所 管 課	土木建築局 空港振興課

(3) 県が資本金の四分の一以上を出資している法人（令和2年6月19日現在）

法人の名称	広島県土地開発公社	所 管 課	土木建築局用地課
所 在 地	広島市中区大手町二丁目11番15号	設立登記	昭和48年3月31日

基本財産等の額	30,000千円	うち県出資額	30,000千円	県出資比率	100%
県以外の出資者	なし				

設立目的	公共用地、公用地等の取得・管理・処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。
業務概要	1 公有地取得事業 2 土地造成事業 3 附帯等事業

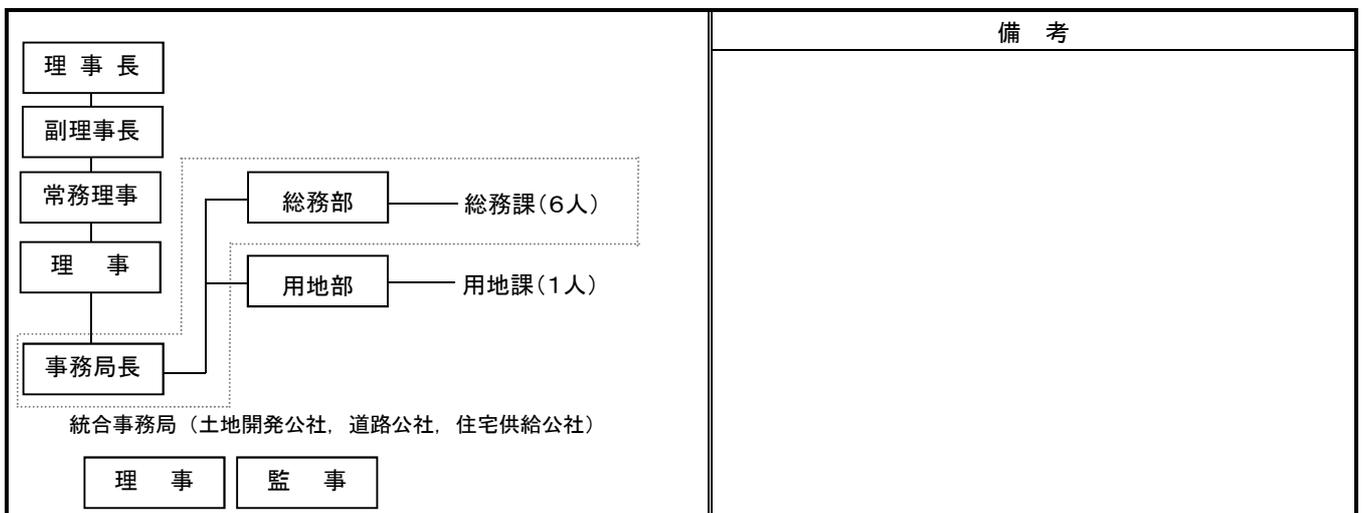
役・職員の状況

区 分	役職員数	備 考		
		県職員	元県職員	その他
常勤役員数	4人	0人	4人	0人
非常勤役員数	9人	4人	0人	5人
常勤職員数	9人	3人	0人	6人

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事 長	伊達 英一		常勤
副理事長	友道 康仁		常勤
常務理事	上村 守		常勤
理 事	仁田 充俊		常勤
理 事	奥原 信也		
理 事	富永 健三		
理 事	小林 秀矩		

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事	植野 実智成		
理 事	齋藤 博之	土木建築局長	
理 事	佐伯 安史	商工労働局長	
理 事	沖邊 竜哉	企業局長	
監 事	城田 俊彦	会計管理者	
監 事	益 裕治		

組織の概要



法人の名称	広島県道路公社	所 管 課	土木建築局道路河川管理課
所 在 地	広島市中区大手町二丁目11番15号	設立登記	昭和56年3月30日

基本財産等の額	6,325,000千円	うち県出資額	6,325,000千円	県出資比率	100%
県以外の出資者	なし				

設立目的	有料道路の新設，維持修繕その他の管理を総合的，効率的に行うことにより幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り，もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
業務概要	有料道路の新設，改築，維持修繕その他の管理及びこれに附帯する業務を行う。

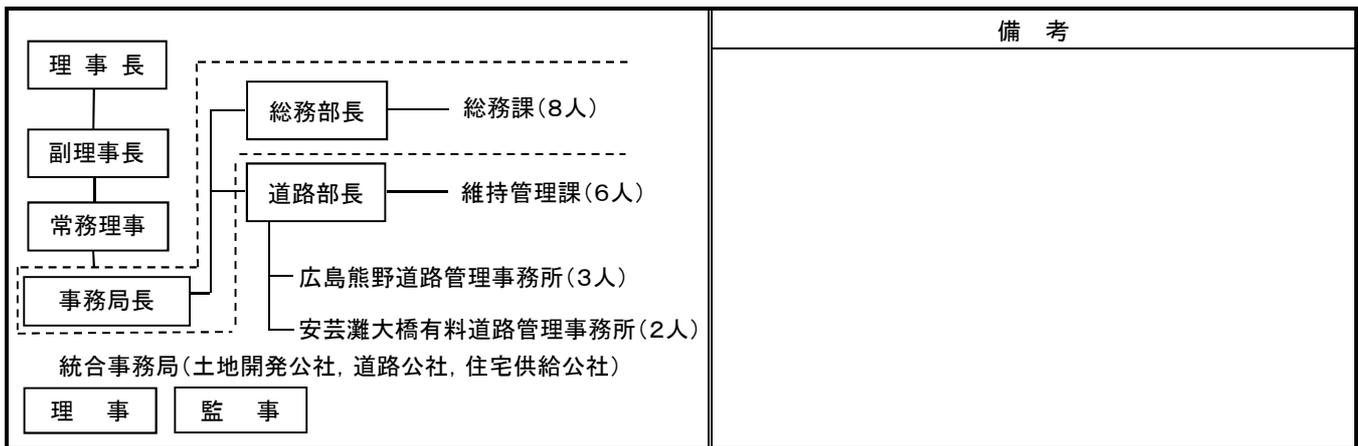
役・職員の状況

区 分	役職員数	県職員	元県職員	その他	備 考
常勤役員数	4人	0人	4人	0人	
非常勤役員数	4人	2人	0人	2人	
常勤職員数	22人	9人	6人	7人	

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事 長	伊 達 英 一		常勤
副 理 長	友 道 康 仁		常勤
常務理事	上 村 守		常勤
常務理事	仁 田 充 俊		常勤
理 事	齋 藤 博 之	土木建築局長	

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事	加 藤 浩 明		
監 事	城 田 俊 彦	会計管理者	
監 事	益 裕 治		

組織の概要



法人の名称	広島高速道路公社	所管課	土木建築局道路河川管理課
所在地	広島市東区温品一丁目8番23号	設立登記	平成9年6月3日

基本財産等の額	85,429,600千円	うち県出資額	42,714,800千円	県出資比率	50.0%
県以外の出資者	広島市(42,714,800千円, 50%)				

設立目的	広島市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。
業務概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 広島市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理。 2 国、地方公共団体、西日本高速道路株式会社若しくは他の道路公社（以下「国等」という。）の委託に基づく指定都市高速道路の管理と密接な関連のある道路の管理。 3 指定都市高速道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所等の建設及び管理。 4 国等の委託に基づく道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究。 5 指定都市高速道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫等の建設及び管理。 6 委託に基づき、指定都市高速道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等の建設及び管理。

役・職員の状況

区分	役職員数	職員の構成			備考
		県職員	元県職員	その他	
常勤役員数	2人	1人	0人	1人	
非常勤役員数	2人	1人	0人	1人	
常勤職員数	65人	18人	1人	46人	

役職	氏名	県職員である者	備考
副理事長	向井 隆一		常勤
理事	貞任 俊典	土木建築局付(部長)	常勤

役職	氏名	県職員である者	備考
監事	城田 俊彦	会計管理者	
監事	長 敏伸		

組織の概要

<pre> graph TD A[理事長] --- B[副理事長] A --- C[理事] A --- D[監事] C --- E[参事] C --- F[総務部長] C --- G[企画調査部長 ((兼)理事)] C --- H[建設部長] F --- F1[総務課 (9人)] F --- F2[交通管理課 (13人)] F --- F3[保全課 (12人)] G --- G1[企画調査課 (8人)] H --- H1[用地課 (5人)] H --- H2[建設課 (12人)] H --- H3[技術監理課 (3人)] </pre>	備考 現在、理事長は欠員となっている。
--	------------------------

法人の名称	広島空港ビルディング 株式会社	所 管 課	土木建築局空港振興課
所 在 地	広島県三原市本郷町善入寺64番31号	設立登記	昭和36年4月17日

基本財産等の額	3,501,000千円	うち県出資額	1,372,400千円	県出資比率	39.2%
県以外の出資者	全日本空輸株式会社(376,800千円, 10.8%), 中国電力株式会社(126,000千円, 3.6%) 日本航空株式会社(371,800千円, 10.6%), 株式会社広島銀行(126,000千円, 3.6%) マツダ株式会社(116,000千円, 3.3%) など59団体				

設立目的	空港ターミナルビルの経営, 航空事業者及び旅客等を対象とした事業の実施
業務概要	1 広島空港ターミナルビル等の管理・運営 不動産等貸付事業, 委託販売等事業, 直営販売事業, 広告事業等 2 ホテル事業

役・職員の状況

区 分	役職員数	備 考		
		県職員	元県職員	その他
常勤役員数	6人	0人	1人	5人
非常勤役員数	5人	0人	0人	5人
常勤職員数	38人	0人	0人	38人

役 職	氏 名	県職員である者	備考
代表取締役社長執行役員	山本 健一		常勤
代表取締役専務執行役員	開本 出		常勤
取締役執行役員	大藤 伸二		常勤
取締役執行役員	樫村 尚		常勤
取締役執行役員	天野 啓史		常勤
取締役	佐々木 茂喜		

役 職	氏 名	県職員である者	備考
取締役	戸崎 肇		
取締役	内海 康仁		
常任監査役	小山 幹夫		常勤
監査役	細川 匡		
監査役	小野 隆平		

組織の概要

<pre> graph TD A[取締役会] --> B[代表取締役社長執行役員] B --> C[代表取締役専務執行役員] C --> D[取締役執行役員(3人)] D --> E[常任監査役] D --> F[企画総務部(6人)] D --> G[航空サービス部(4人)] D --> H[個客サービス部(4人)] D --> I[店舗事業部(18人)] D --> J[施設企画部(6人)] </pre>	備 考 ・令和元年10月から店舗事業部を新設
--	---------------------------

法人の名称	株式会社 ひろしま港湾管理センター	所 管 課	土木建築局港湾振興課
所 在 地	広島市南区宇品海岸一丁目13番13号	設立登記	平成2年4月2日

基本財産等の額	1,000,000千円	うち県出資額	510,000千円	県出資比率	51.0%
県以外の出資者	広島市(90,000千円, 9.0%), ヤマハ発動機株式会社(52,000千円, 5.2%) 株式会社広島銀行(30,000千円, 3.0%), マツダ株式会社(30,000千円, 3.0%) 株式会社もみじ銀行(23,000千円, 2.3%), 株式会社中国新聞社(20,000千円, 2.0%) など15団体				

設立目的	広島県管理港湾施設の管理・運営を行う。
業務概要	1 港湾施設, 漁港施設, 公共海岸及びこれらに準ずる又は付帯する公共施設等の維持管理及び運営 2 港湾施設, 漁港施設及びこれらに準ずる又は付帯する施設等の整備, 保有, 賃貸, 維持管理及び運営 3 国際拠点港湾広島港における埠頭群の運営 4 港湾施設の利用促進に寄与する集荷促進に関する業務 外

役・職員の状況

区 分	役職員数	備 考		
		県職員	元県職員	その他
常勤役員数	6人	0人	2人	4人
非常勤役員数	9人	1人	0人	8人
常勤職員数	32人	2人	4人	26人

役 職	氏 名	県職員である者	備考
代表取締役社長	松本幸之		常勤
常務取締役	鎌田泳一		常勤
常務取締役	松村順太		常勤
常務取締役	福島吉浩		常勤
取締役	山本貴弘	土木建築局 総括官(空港港湾)	
取締役	中村純		
取締役	堀越宣秀		
取締役	松内紀子		

役 職	氏 名	県職員である者	備考
取締役	木原学		
取締役	仁田一郎		
取締役	清水龍彦		常勤
常勤監査役	岡崎勝己		常勤
監査役	川崎賢治		
監査役	隈元泰治		
監査役	曾川祐治		

組織の概要

<p>代表取締役社長</p> <ul style="list-style-type: none"> (ホートカンパニー) 常務取締役 <ul style="list-style-type: none"> 総務チーム(3人) 管理チーム(8人) 福山営業所・松永詰所(6人) (コテカンパニー) 常務取締役 <ul style="list-style-type: none"> 取締役兼 担当課長(2人) — 担当(1人) 担当部長 (マリーナカンパニー) 常務取締役 兼 広島観音マリーナ支配人 <ul style="list-style-type: none"> 担当部長 <ul style="list-style-type: none"> (広島観音マリーナ) 企画営業チーム(6人) 業務チーム(3人) 担当部長 <ul style="list-style-type: none"> 五日市漁港フィッシャリーナ(1人) <p>(常勤監査役)</p>	備 考
--	-----

法人の名称	広島県住宅供給公社	所管課	土木建築局住宅課
所在地	広島市中区大手町二丁目11番15号	設立登記	昭和41年3月31日

基本財産等の額	10,000千円	うち県出資額	8,300千円	県出資比率	83.0%
県以外の出資者	広島市(700千円), 呉市(500千円), 福山市(250千円), 三原市(150千円), 尾道市(100千円)				

設立目的	県民の住生活の安定を図るため、住宅の建設、経営及び賃貸管理を行う。
業務概要	1 住宅の建設、賃貸、管理及び譲渡 2 宅地の賃貸、管理及び譲渡 3 民間賃貸住宅の管理

役・職員の状況

区分	役職員数	備考		
		県職員	元県職員	その他
常勤役員数	4人	0人	4人	0人
非常勤役員数	7人	3人	1人	3人
常勤職員数	24人	4人	3人	17人

役職	氏名	県職員である者	備考
理事長	伊達 英一		常勤
常務理事	友道 康仁		常勤
常務理事	上村 守		常勤
常務理事	仁田 充俊		常勤
理事	福知 基弘		
理事	齋藤 博之	土木建築局長	

役職	氏名	県職員である者	備考
理事	上田 隆博	都市建築技術審議官	
理事	胡麻田 泰江		
理事	亀本 尚英		
監事	城田 俊彦	会計管理者	
監事	長 敏伸		

組織の概要

